



546
194



始





藤澤 弘 著

と 株主の 所得税

附 第二種所得税と資本利子税

日本租税學會發行

大正
15. 6. 25
内交

546-194

はしき

- 一 本書は、會社の第一種所得及株主並社員の第三種所得に對する所得税の課税手續を解説せるものであつて、主として會社企業者並會社の事務に従ふ人の納税參考書たるべきことを目途としたものである
- 二 從て本書の説述は、會社並株主又は社員に對する所得税課税の其の實際的關係を主とし、法理、學說の研究は姑く之を省くこととした
- 三 關係法令、行政判例、稅務當局の取扱例、書式及計算例其他參考と爲るべき事項は、努めて之を引照註釋した積であるが、仍其の不足なるものは、偏に讀者諸賢の吐正に俟つの考である
- 四 本書の説文に附したる割註(…………)の類に、稅法又は規則とあるは、所得税に付ては、所得税法又は所得税法施行規則を意味するものである

大正十五年五月上旬

著 者 識

會社と株主の所得稅

附 第三種所得稅と資本利子稅

第一編 會社の所得稅

第一章 總說

- 一 所得稅の意義及性質 一
- 一般所得稅と特別所得稅の別——所得稅は個人課稅を本旨とする——諸外國に於ける所得稅收入の比較
- 二 會社の所得稅 五
- 課稅の根據——課稅の主義
- 三 我國に於ける會社課稅法の沿革の概要 八

第二章 納稅義務

- 一 納稅義務ある法人 一六
- 所得稅を課せざる法人 三
- 公法人——公益法人——其の他之に準すべきもの——朝鮮・臺灣・關東州又は樺太に本店又は主たる事務所を有する法人
- 三 結論 二五
- 納稅義務ある法人は營利法人に之を限る

第三章 課税所得の種類と其の相互關係

- 一 課税所得の種類……普通所得と超過所得——清算所得……………二七
 - 二 法人の普通所得と超過所得の關係……………二九
 - 三 各事業年度の所得と清算所得の關係……………三三
- 法人解散の場合に於ける清算所得——法人合併の場合に於ける清算所得……………三三

第四章 不課税所得と免税所得

- 一 總説……………三三
 - 二 不課税所得及免税所得の種類……………三四
 - 國債及時蓄債券の利子——重要物産の製造業の所得——製鐵業獎勵法に依る製鐵業の所得……………三四
 - 三 課税所得と不課税所得及免税所得の關係……………三五
- 普通所得との關係——清算所得との關係——課税所得と免税所得の關係……………三五

第五章 普通所得の計算

- 一 普通所得の意義及計算法……………四九
- 普通所得の意義——保險會社以外の内地法人の普通所得——保險會社の普通所得——外國法人の普通所得——事業年度……………四九
- 二 會社所得の計算に關する諸問題と稅務當局の取扱例……………五三
- 繰越損益金——積立金の利益繰入——繰越損金の填補——他の法人より受くる利益配當又は……………五三

第二種の所得に屬する收入——創業費——建設利息——株式の額面超過益——減資差益——減資差損——合併差益——資産の評價損益——資産の減價償却——役員賞與——使用人賞與——解散手當——退職慰勞金、創業功勞金——寄贈金の受入——寄贈金の返還——社債發行益——社債發行損——交際費——營業賣却損益——公債、社債の割引料——租稅其の他の公課——諸税金引當金——貸倒償却準備金——無盡給付資金——給付補填備金——保險配當金及同積立金——保險責任準備金及支配備金——相互保險會社の基金利息——貸付信託に因る收入及支出……………五三

第六章 超過所得の計算

- 一 超過所得の意義及計算法……………五七
- 超過所得の意義及其の性質——計算法——計算例……………五七
- 二 超過所得計算の基礎たる資本金額……………六三
- 計算の通則——計算例——外國法人の資本金額——不課税所得ある場合の資本金額の計算法——算式……………六三

第七章 清算所得の計算

- 一 清算所得の意義及計算法……………六六
- 會社解散の場合に於ける清算所得——會社合併の場合に於ける清算所得——計算例……………六六
- 二 清算所得に關する諸問題……………六八
- 不換價財産——任意清算——分割清算——清算中の不課税所得——解散後の拂込株金又は出資金——其の他……………六八

第八章 所得税に關する申告並申請

- 一 所得の申告..... 三三
- 各事業年度の所得の申告——清算所得の申告——所得なきときの申告
- 二 第二種所得税額控除の申請..... 三五
- 申請事項——申請手続
- 三 免税所得に關する申請..... 三六
- 申請事項——申請手続

第九章 所得の調査決定手続

- 一 所得の調査..... 三九
- 調査方法——帳簿物件の検査に關すること
- 二 所得金額の決定..... 三九
- 決定の通知
- 三 税務署長の決定に對する異議の申立..... 四〇
- 審査の請求——審査の決定——訴願又は行政訴訟

第十章 税率と税額の計算

- 一 普通所得に對する税率と税額..... 四四
- 内國法人——外國法人
- 二 超過所得に對する税率と税額..... 四五
- 税率——税額計算例
- 三 清算所得に對する税率と税額..... 四七
- 税率——税額計算例
- 四 第二種所得税額の控除..... 四〇
- 控除額の計算例——控除に關する申請

第十一章 同族會社に對する特別課税法

- 一 同族會社の意義..... 四五
- 其の適合要件

二 同族會社に對する加算税の賦課..... 二六

賦課すべき場合——賦課の目的たる金額——賦課率の算定——計算例

三 同族會社及其の株主又は社員等に對する所得の認定課税..... 二七

認定課税の要件——認定課税の範圍

四 加算税又は認定に依る所得金額の決定と之に對する異議..... 二八

加算税に關する通知——認定に依る所得金額の決定通知——税務署長の決定に對する異議の申立

第十二章 税金の徴收

- 一 納期..... 二六
- 各事業年度の所得税——清算所得税
- 二 合併後存続する法人又は合併に因り新設したる法人の被合併法人の納税義務の承繼..... 二七
- 徴税手続..... 二八

第十三章 所得税附加税

- 一 附加税の意義..... 三〇
- 所得税附加税
- 二 附加税の基準たる第一種所得税額..... 三一
- 附加税の課率..... 普通の課率——特別の課率
- 三 附加税の課率..... 三二

四 附加税の徴収……本税との關係……………一七

第十四章 罰則……………一八

一 處罰事項 脱税——不正申告——秘密漏洩……………一八

二 法人に對する罰則の適用……特別法の規定——處罰主體——被告人……………一九

第十五章 法人所得税と法人營業收益税との關係……………二〇

一 新所得税法に依る法人所得税の施行期……………二〇

二 新所得税法に依る法人所得税と法人の營業收益税との關係……………二一

課税の範圍——課税標準——税率——徴收手續——法人營業收益税——施行期……………二二

第二編 株主又は社員の個人所得税

第一章 總説……………二五

一 納税義務ある者——其の資格要件……………二五

二 課税所得……不課税所得と免税所得……………二六

第二章 第三種の所得と其の計算法……………二九

一 總説……計算の方式——實踐主義……………二九

二 第三種所得の種類と其の計算法……………三〇

各種所得計算の一般則——被相続人の所得を相続人に付て計算する場合——損益の通算——
信託財産の所得——必要の経費——同居家族の所得

第三章 會社の利益配當に對する課税……………三六

一 所得額の計算……計算方法……………三六

二 課税上の諸問題……………三九

物品配當——新株の割當配當——不法配當——株式名簿の關係——代理又は代表者として所
有する株式に付て——殘餘財産の分配——借入金の子利——利益の配當と看做す金額——被
相続人の所得を相続人に付て課税する場合——株式の信託に付て

三 支拂調書……………三七

第四章 俸給、給料、賞與その他の勤勞所得に對する課税……………三九

一 所得額の計算……俸給、給料等——賞與……………三九

二 控除金……………四〇

三 支拂調書……………四一

第五章 各種の控除金……………四二

一 總説……………四二

二 勤勞所得に對する控除……………四三

控除の理由——控除額——計算例——關係事項……………四三

三 扶養家族に關する控除……控除の要件——控除の方法——控除の申請……………一八三

四 生命保険料の控除……控除の要件——控除の方法——控除の申請……………一八七

第六章 所得の調査決定手續……………一九一

一 總説……調査決定の一般手續……………一九一

二 所得の申告……申告の意義と其の效果……………一九一

三 稅務署の調査……調査方法……………一九三

四 所得調査委員會の調査……………一九五

五 所得金額の決定通知……………一九七

六 決定に對する異議の申立……………一九七

第七章 同族會社の株主又は社員等に對する特別課稅……………一九九

一 同族會社の意義……………一九九

二 同族會社の株主又は社員等に對する第三種所得の認定課稅……………一九九

認定課稅の範圍——其の事由たる行爲又は計算——調査決定手續……………一九九

第八章 支拂調書及信託計算書……………二〇一

一 支拂調書……提出義務ある者——記載事項——書式及記載例——提出期限——異動調書……………二〇一

二 信託計算書……提出義務ある者——提出期限——記載事項……………二〇〇

三 支拂調書又は信託計算書提出者に對する交付金……金額——請求手續……………二〇一

四 罰則……………二〇三

第九章 税金の徴收……………二〇三

一 第三種所得稅の稅率と稅額の計算……………二〇三

稅率——稅額の計算——計算例——山林の所得に對する稅額の特別計算法——計算例——同居の戸主及家族の稅額……………二〇三

二 納期……………二〇七

三 徵稅手續……………二〇八

四 納稅地及納稅管理人……………二〇九

第十章 所得金額の減損更訂……………二一一

一 減損更訂の意義と要件……………二一一

二 更訂の請求手續……………二一四

三 更訂處分……………二一五

四 更訂の效果……………二一六

追補 第三種所得稅に關する改正法規の施行期其他の件……………二一七

第三編 第二種所得税と資本利子税

第一章 總説 一三〇

一 第二種所得税の意義及性質 一三一

二 資本利子税の意義及性質 一三二

第二章 課税物件 一三四

一 第二種所得税 第二種甲の所得——第二種乙の所得 一三四

二 資本利子税 甲種の資本利子——乙種の資本利子 一三五

第三章 課税額と税率 一四〇

一 第二種所得税 課税額——税率——貸付信託財産に付て納付したる第二種所得税の控除 一四〇

二 資本利子税 課税額——甲種の資本利子、乙種の資本利子——税率——貸付信託財産に付て納付したる資本利子税の控除 一四二

三 第二種所得税及資本利子税に對する附加税の禁止 一四九

第四章 徴税手續 一五〇

一 第二種所得税 支拂者の徴税義務——税金の拂込——過誤納税金の下戻 一五〇

二 資本利子税 甲種の資本利子に對する資本利子税——支拂者の徴税義務——税金の拂込——過誤納税金の下戻——乙種の資本利子に對する資本利子税——納期——納税地 一五一

第五章 公債、社債の募集調書と納税義務なき法人の通知 一五五

一 第二種所得税 公債、社債の募集調書——所得税を課せざる法人に於て無記名公債又は社債を取得又は喪失したるとき通知 一五五

二 資本利子税 資本利子税を課せざる者に於て無記名の公債若は社債又は産業債券を取得、讓渡又は喪失したるとき通知 一五六

第六章 第二種所得税に關する改正法規及資本利子税法の施行期 一五七

一 第二種所得税 其他の件 一五七

二 資本利子税 甲種の資本利子に對する資本利子税——乙種の資本利子に對する資本利子税 一五八

目次 一一

目次

附 録

- 改正所得税法……………一
- 所得税法ノ施行ニ關スル件……………二
- 改正所得税法施行規則……………三
- 資本利子税法……………五
- 資本利子税法施行規則……………五
- 所得税に關する申告申請書式例……………五

目次終

會社と株主の所得税

附 第二種所得税と資本利子税

藤澤弘著



第一編 會社の所得税

第一章 總說

一、所得税の意義及性質——二、會社の所得税——三、我國の所得税に於ける會社課
 税法の沿革の概要

一 所得税の意義及性質

所得税とは、法人又は自然人の其の所得を標準として賦課する租税の謂である、

第一編 會社の所得税 第一章 總說

而して凡そ所得稅の理念は、所得其のものに對する課稅ではなくて、所得を標準として課する對人稅に屬するのであるが、時に其の部分的所得を目的として課稅する場合もある、茲に於てか、所得稅の課稅方式は

(一) 所得の種類如何を問はず、其の人の所得は總て之を綜合して人的に課稅する所謂綜合所得稅(又は一般所得稅)と稱するものと

(二) 所得の種類に依り或は又或種所得に付て物的に課稅する、所謂部分的所得稅(又は特別所得稅)と呼ぶものと

二種の別がある、我國現行の個人所得稅は、必ずしも其の純然たるものではないが主義方式に於ては、即ち綜合所得稅の範に屬するものである、然るに公債又は社債の利子に付て賦課する第二種の所得稅は、即ち特殊の部分所得に對する物的課稅に相當するものであるから、所謂部分所得稅(又は特別所得稅)に該當する

斯の如く、所得稅の課稅に付ては、或は之を人的に又は物的に、各其の方法を異

にする所以のものは、主として徵稅上の便宜に基くものであるが、租稅負擔の公正と適實を尙ぶ見地よりすれば、各人に屬する一切の所得を綜合算定して、其の課稅標準と爲すに如かざることは、敢て之を絮說する迄もないことである、此の故を以て近世文明各國に於ける所得稅の制度は、可及的純然たる一般的所得稅(綜合所得稅)の範に依らしめむとするを其の共通の方策とし、物的の課稅に屬する所謂部分的所得稅は、財産稅又は收益稅に代はる制度として、即ち一般所得稅の補完を目的とする補完稅の意義に於て之を採用するものあるに過ぎない。

註 所得稅の普通の意義は、其の自然人に對するものに付てのみ正確に論議せらるるに過ぎない故に法人の所得稅に付ては多分の困難と疑がある、從て前叙の説明も亦自然人を納稅主體とする觀念に於て能く其の理念に相應するものである、尙法人の所得稅に付ては、本章の二を参照せられたし

所得稅は、各人の所得を標準として之を課するものである、而して凡そ租稅の負

擔能力は各人の其の所得に相應するものと看るべきであるから、即ち所得を課税標準とする所得税は能く其の負擔の公平適實なることを庶幾し得べく、而かも其の負擔の一般的にして歳入の大を得るに適すること等の長所を有する、此故を以て近世文明各國に於ける租税制度の運用に付ては、期せずして各國共に所謂所得税中心主義を採用するに至り、其の發達の洵に顯著なるものあるを見る次第である。

各國の租税收入ニ於ケル所得税額及其ノ割合

區別	國税總額	所得税額	國税總額に對する割合	備考
日本	一、〇四八、五一八 <small>千円</small>	二〇七、〇七五 <small>千円</small>	一九七	大正十五年度豫算
英吉利	六八六、五〇〇 <small>千鎊</small>	二六二、〇〇〇 <small>千鎊</small>	三八一	一九二五—二六年度
佛蘭西	二七、九九六、〇九二 <small>千法</small>	七、七七二、一五五 <small>千法</small>	二七八	一九二五年度
米國	三、一三五、〇〇〇 <small>千弗</small>	一、七一〇、〇〇〇 <small>千弗</small>	五四五	一九二五—二六年度
伊太利	一四、〇六九、九六〇 <small>千利</small>	三、〇五〇、〇〇〇 <small>千利</small>	二一七	一九二五—二六年度
獨逸	六、三四三、七五〇 <small>千馬</small>	二、〇〇〇、〇〇〇 <small>千馬</small>	三一五	一九二五—二六年度

備考 一、國税總額中ニハ專賣益金及印紙收入ヲ含ム

二、本表税額ハ豫算ニ依ル

二 會社の所得税

會社に對する所得税の課税は、近代に於ける會社企業の發達に刺戟せられて起つたものである、元來所得税は、所得を目的として之を課するものであり、而して所得の嚴格なる經濟的意義よりすれば、自然人に付てのみ之を認むるを得るに止まる、從て所得税は、自然人に對する課税のみが許容せらるべきものである、而して凡そ法人の所得は、畢竟は其の法人を組織する株主又は社員に歸屬すべきものであるから、法人其のものに付て所得税を課すべき必要を存せざるの理である

然しながら經濟力の強大な法人に付て遂に何等の課税をも行はざるに於ては、個人に對する課税との不均衡を招くことは更めて茲に説述する迄もない、茲に於てか會社に對する所得税の賦課は

(一) 會社の株主又は社員の享受すべき利益(會社の所得)に對する源泉的課稅を目的とする場合

(二) 會社の特有する經濟力に對する特殊の課稅を目的とする場合

と各其の課稅根據を異にするものがある、或は又二者を截然と區別せざる折衷主義に依るものもある、我國現行の所得稅に付て之を看れば、會社の普通所得即ち其の各事業年度に於ける利益に對する所得稅は、要するに其の利益を享受すべき會社の株主又は社員等に對する源泉課稅を目的とするものと解すべきであり、會社の超過所得に對する所得稅は、即ち會社の特有する經濟力に對する特別課稅に外ならない若し夫れ會社の清算所得に對する所得稅に至つては、其の目的の所謂源泉課稅に存することは敢て多言を要しない所である

論者或は會社の法人格を云爲して其の納稅義務を説くと雖、法律上の人格を以て完全なる課稅の根據と爲すことを得ないのは勿論のことであると同時に、租稅の賦

課は毎に其の納稅者の經濟的事象を目的とすべきものであるからして、會社の所得稅に付て亦其の論據は須く之を會社に於ける特殊經濟事情に需むべきものである

惟ふに會社に對する所得稅の賦課に付ては、未だ其の正確なる論議を決定し難い即ち今日に於ける會社所得稅の課稅は、個人との權衡上又は所得稅賦課の便宜上或は又近年に於ける會社企業の發達に刺戟せられ而して其の特有する經濟力に對應する何等かの特別なる課稅を必要とするに因ること等諸種の事由に基くものであつて其の理由は必ずしも一でない

附記

(一) 所得稅の課稅は、之を單に其の自然人に對するものみに止め、法人に對しては、其の資本金額と利益を目的として賦課する法人特別稅の設定を適當と信ずる

(二) 英國及佛國に於ては、所得稅は個人に付てのみ之を課し、法人には法人特別

稅を課する、之に反し、米國及獨逸に於ては個人及法人共に所得稅を課しておる我國亦同じく法人、個人の併課主義に依るものである

(三) 我國の所得稅は、明治二十年に之を創設したものであるが、當時の所得稅は個人に付てのみ課稅し、法人は全然其の範圍外に在つたものである、而して法人に付て所得稅を課することとしたのは、明治三十二年の改正所得稅法に始まるものである

(四) 我國の所得稅法に於ける法人の課稅は、明治三十二年以來引續き今日に及んでおる、而して其の大正九年の改正以前に於けるものは、所謂源泉課稅の主義に依るものであつたが、同年の改正に依て法人に對する所得稅の課稅は、必ずしも源泉課稅の主義に制せらるることなく、法人固有の納稅義務を認むるに因るの意義を體するに至り、大正十五年の改正亦此の主義に依て行はれたものである

三 我國に於ける會社課稅法の沿革の概要

我國の所得稅は、明治二十年に之を創設せるものであるが、當時に於けるものは個人に付てのみ之を課し、法人は全く課稅の範圍外に置かれてあつたものである。然るに其の後明治三十二年の改正に依り、法人に付ても亦所得稅を課することに改め、爾後幾度かの改正を経て今日に至つた、左に其の沿革の概要を記述することとする

(一) 明治三十二年の所得稅法の改正に依る會社課稅の創始
 新に法人を納稅義務者とし、法人の所得に付ては、千分の二十五の比例率に依る課稅を爲すこととした

(二) 明治三十七年の非常特別稅法に依る増稅
 日露戰役の軍費支辨を目的とした明治三十七年の非常特別稅法に依て、法人の所得に付ては、所得稅法に依る稅額の十分の七を増徴した

(三) 明治三十八年の非常特別稅法の改正に依る増徴法の變更

法人を甲、乙に分ち、左の區別に依る増徴を行ふた

甲 株主二十一人以上又は株主及社員の数二十一人以上を以て組織したる株式會社又は株式合資會社、所得稅法に依る稅額 十五割

乙 其の他の法人

所得金額 五千圓未滿	所得稅法に依る稅額	八割
同 一萬圓未滿	同	九割
同 一萬五千圓未滿	同	十割
同 二萬圓未滿	同	十二割
同 三萬圓未滿	同	十七割
同 五萬圓未滿	同	二十三割
同 十萬圓未滿	同	三十割
同 十萬圓以上	同	四十割

(四) 大正二年の改正に依る課稅法の變更

法人を甲、乙に分ち、左の區別の稅率に依る課稅を行ふこととした

甲、合名會社、合資會社及株主又は株主及社員の数二十人以下を以て組織する株式會社及株式合資會社

五千圓以下の金額	千分の四十
五千圓を超ゆる金額	千分の五十
一萬圓を超ゆる金額	千分の六十一
一萬五千圓を超ゆる金額	千分の七十
二萬圓を超ゆる金額	千分の八十
三萬圓を超ゆる金額	千分の九十
五萬圓を超ゆる金額	千分の百
七萬圓を超ゆる金額	千分の百十

十萬圓を超ゆる金額 千分の百二十
 二十萬圓を超ゆる金額 千分の百三十

乙、甲に屬せざる株式會社及株式合資會社、其の他の法人 千分の六十二・五

備考 非常特別稅法に依る増徴は、本改正と同時に廢止と爲る

(五) 大正七年の改正に依る課稅率の變更

甲、(之に屬する法人の種類は従前の通)

五千圓以下の金額 千分の四十五
 五千圓を超ゆる金額 千分の五十五
 一萬圓を超ゆる金額 千分の六十五
 一萬五千圓を超ゆる金額 千分の七十五
 二萬圓を超ゆる金額 千分の八十五
 三萬圓を超ゆる金額 千分の百

五萬圓を超ゆる金額 千分の百十五
 七萬圓を超ゆる金額 千分の百三十
 十萬圓を超ゆる金額 千分の百四十五
 二十萬圓を超ゆる金額 千分の百六十
 三十萬圓を超ゆる金額 千分の百七十五

乙、(之に屬する法人の種類は従前の通) 千分の七十五

(六) 大正九年の改正に依る、課稅法の變更

1、會社に對しては、會社の種類に拘らず一様に左記の所得を算定し、各別の稅率に依る課稅を行ふこととした

第一種 甲 法人の超過所得、超過所得金額を左の各級に區別し、遞次に各稅率を適用する

所得金額中資本金額に對し年百分の十の割合を以て算出したる金額を超ゆる

金額

百分の四

同 百分の二十の割合を以て算出したる金額を越ゆる金額 百分の十

同 百分の三十の割合を以て算出したる金額を越ゆる金額 百分の二十

第一種 乙 法人の留保所得、

百分の五

法人の事業年度末に於ける積立金及其の事業年度に於ける留保所得の合計金額が、其の事業年度末に於ける拂込株式金額、出資金額又は基金及之に代はるべき積立金額の二分の一に相當する金額を超過するときは、其の超過金額に屬する其の事業年度の留保所得に對する稅率は百分の十とし、其の事業年度末に於ける拂込株式金額、出資金額又は基金及之に代るべき積立金の合計金額に相當する金額を超過するときは其の超過金額に屬する其の事業年度の留保所得に對する稅率は、百分の二十、但し其の事業年度に於ける所得の二十分の一に相當する金額以内の金額に付ては、百分の五

第一種 丙 法人の配當所得

百分の五

第一種 丁 法人の清算所得

百分の七・五

第一種 戊 稅法施行地に本店又は主たる事務所を有せざる法人の稅法施行地に於ける資産又は營業より生ずる所得 百分の七・五

2、第二種の所得及他の法人より受くる利益の配當金は、法人の所得計算上之を總益金に算入することとした（従前は之を總益金に加へざりしものである）

3、合併後存続する法人又は合併に因り設立する法人は、被合併會社の所得稅納稅義務を繼承することとした（従前は明規なかりしものである）

註 同年の改正は、會社所得稅に付て叙上の改正を行ふと共に、會社の配當金は其の配當を受くる個人に付て課稅することとした、之れ即ち従前に於ける會社所得稅の純然たる源泉課稅主義を更改せるものであつて、同年の改正の骨子眼目とする所である

(七) 大正十二年の改正に依る課稅法の變更、所謂同族會社、保全會社の類の私的

會社に對する所得稅の課稅に付ては

- 1、一定の限度を越ゆる所得の留保額は、之を其の株主又は社員に配當したるものと看做すことを得るものとし
- 2、當該會社と其の株主又は社員其他特殊の關係ありと認むる者との間に於て脱稅的の行爲あるときは、政府は其の行爲に拘らず所得の認定課稅を爲すことを得るものとした

(八) 大正十五年の改正に依る課稅法の變更

- 1、會社の所得稅は (一) 法人の普通所得 (二) 法人の超過所得 (三) 法人の清算所得、の三種別の所得を算定して課稅するものとし、舊法上の (一) 法人の留保所得 (二) 法人の配當所得、に對する課稅を廢止した
註 以上各所得の計算並稅率等に付ては第四章乃至第六章參照のこと
- 2、同族會社に對する特別課稅法を改正し (一) 不當過多の留保所得に對する

加算稅の制を定め (二) 脱稅的行爲に關する所得の認定課稅法の適用を擴充した(詳細は第十一章參照のこと)

- 3、會社が各事業年度に於て納付した第二種所得稅は、當該事業年度の第一種所得稅より之を控除することとした(詳細は第十章參照のこと)

第二章 納稅義務

一 納稅義務ある法人——二 所得稅を課せざる法人——三 結論

一 納稅義務ある法人

所得稅法に依る會社所得稅の納稅義務あるものは

(一) 所得稅法施行地に本店又は主たる事務所を有する法人(稅法第一條)

(二) 所得稅法施行地に本店又は主たる事務所を有せざるも、所得稅法施行地に資産又は營業を有する法人(稅法第二條)

に之を限るものである、而して其の (一) の所得稅法施行地に本店(商會社に付て)又は主たる事務所(商會社以外に付て)を有する法人とは、取りも直さず内地法人を指稱するものであり、其の (二) の所得稅法施行地に本店又は主たる事務所を有せざる法人とは、外國法人並日本帝國の所得稅法施行地外の地に於ける法人を意味するもので

ある

註 所得稅法施行地

(一) 所得稅法の効力は、內國法一般の例に依り帝國舊來の領土即ち俗に謂ふ内地に限らるるものであつて、朝鮮、臺灣及樺太には及ばない、蓋し朝鮮、臺灣又は樺太に付ては、法律の全部又は一部を施行するを要するものは勅令を以て之を定むべしとする特別法(明治三十九年號、同十年法律第二十五號、同十四年法律第三十號)を存する關係上當然の解釋に屬するのであるが、内地と朝鮮、臺灣又は樺太との間に於ける所得稅の相互的課稅關係を律する必要上一所得稅法の施行に關する法律(大正九年法律第十二號)第一條に於て、朝鮮、臺灣及樺太には、所得稅法を施行せざる旨を規定しておる

參照 所得稅法ノ施行ニ關スル件(抄)

第一條 所得稅法ハ朝鮮、臺灣及樺太ニハ之ヲ施行セス

(二) 前號説述の如く、所得稅法は、朝鮮、臺灣及樺太を除く以外の帝國領土を以て施行地域と爲すものであるが、尙其の例外として、小笠原島及伊豆七島には當分の内之を施行せざる

旨が規定されてある(稅法第
八四條)

參照 所得稅法(抄)

第八十四條 所得稅法ハ當分ノ内小笠原島及伊豆七島ニ之ヲ施行セス

會社所得稅の納稅義務ある法人は、稅法施行地に本店又は主たる事務所を有するもの、又は稅法施行地に本店若は主たる事務所を有せざるも、稅法施行地に資産又は營業を有するものに之を限ることは前述の如くである、今熟々之を案するに、前者は稅法施行地に人的關係あるに依るもの、後者は稅法施行地に物的關係あるに依るものである、而して所得稅法第一條の規定に依れば、所得稅法施行地に住所を有し又は一年以上居所を有するものは、所得稅法に依り所得稅を納むる義務あるものであるから、稅法施行地に本店又は主たる事務所を有する法人即ち内國法人は、即ち一般包括的なる所得稅の納稅義務を有するものである、之に反し所得稅法施行地に本店又は主たる事務所を有せざる法人即ち外國法人は、所得稅法第二條の定むる所

に依て、同條各號の規定に該當するときの其の所得に付てのみ所得稅を納むる義務を有するに過ぎない、而して第一種の所得即ち法人所得稅の課稅に付ては、單に同條第一號の規定の適用あるに止まるものであるから、所謂外國法人に對する第一種法人所得稅の賦課は、内國法人に對する課稅の一般包括的なる全く其の趣を異にし、即ち「稅法施行地に在る當該法人の資産又は營業の所得」に付て、所謂對物的の課稅が行はるるに過ぎない

朝鮮、臺灣、關東州又は樺太に本店又は主たる事務所を有する法人の「所得稅法施行地即ち内地に於ける資産又は營業の所得」に對する所得稅の課稅亦前記外國法人の例に依るべきであるが、右法人に付ては、其の本店又は主たる事務所の所在地に於て、其の一切の所得を包括的に課稅する關係上所得稅法第二條第一號の規定に依る物的の法人所得稅を課せざるものと定めてある(所得稅法の施行に關する件)

參照 所得稅法ノ施行ニ關スル件(抄)

第二條 朝鮮、臺灣、關東州又は樺太ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人ノ所得稅法第三條

第一種甲及乙並第二種乙ノ所得ニ付テハ所得稅法ニ依ル所得稅ヲ課セス

二 所得稅を課せざる法人

所得稅法施行地に本店又は主たる事務所を有する法人及所得稅法施行地に本店又は主たる事務所を有せざるも、稅法施行地に資産又は營業を有する法人は、所得稅法の定むる所に依て、一般包括的に又は物的に所得稅の納稅義務を有するものである(本章の(一)參照)而して右の通則は、總ての法人に共通のものであるから、株式會社と合名會社、商事會社と非商事會社、即ち其の組織の種別又は會社事業の如何を問はず一切の法人に對して其の適用あるべきものであるが、左の法人に付ては、所得稅法又は其の他の法律に於て所得稅を課せざることを規定せるを以て、即ち課稅外の法人に屬する

(一) 北海道、府縣、市町村、其他命令を以て指定する公共團體

(二) 神社、寺院、祠宇、佛堂及民法第三十四條の規定に依り設定したる法人

參照

所得稅法第十七條 北海道府縣市町村其ノ他命令ヲ以テ指定スル公共團體、神社、寺院、祠宇

佛堂及民法第三十四條ノ規定ニ依リ設立シタル法人ニハ所得稅ヲ課セス

所得稅法施行規則第十二條 左ニ掲クル公共團體ニハ所得稅法第十七條ノ規定ニ依リ所得稅ヲ

課セス

- 一、府縣組合、市町村組合、町村組合、市町村内ノ區及部、北海道地方費、市町村學校組合、町村學校組合、學區、水利組合、水利組合聯合、耕地整理組合、耕地整理組合聯合會、北海道土功組合、重要物產同業組合、重要物產同業組合聯合會、森林組合、酒造組合、酒造組合聯合會、水產組合、水產組合聯合會、外國領海水產組合、外國領海水產組合聯合會、畜產組合、畜產組合聯合會、農會、商業會議所其ノ他此等ノ公共團體ニ準スヘキモノ
- 二、朝鮮、臺灣、關東州又ハ樺太ノ公共團體ニシテ各其ノ地ノ法令ニ依リ所得稅ヲ課セサルモノト指定セラレタルモノ

民法第三十四條 祭祀、宗教、慈善、學術、技藝其他公益ニ關スル社團又ハ財團ニシテ營利ヲ目的トセザルモノハ主務官廳ノ許可ヲ得テ之ヲ法人ト爲スコトヲ得

(三) 産業組合

參照

産業組合法第六條 産業組合ニハ所得稅及營業稅ヲ課セス

(四) 漁業組合及漁業組合聯合會

參照

漁業法第四十五條 漁業組合及漁業組合聯合會ニハ所得稅及營業稅ヲ課セス

(五) 農業倉庫業

參照

農業倉庫業法第十四條 農業倉庫業者ニハ所得稅及營業稅ヲ課セス

(六) 朝鮮、臺灣、關東州又は樺太に本店又は主たる事務所を有する法人

註 本章の一を參照のこと

三 結論

會社の所得稅は一般通則としては、本章の一に説述の如く

(一) 所得稅法施行地に本店又は主たる事務所を有する法人

(二) 所得稅法施行地に本店又は主たる事務所を有せざるも、稅法施行地に資産又は營業を有する法人

は總て納稅の義務を有するものであるが、所得稅法其の他の法律の規定に依り

(一) 公法人及公共團體 (二) 公益法人及之に準ずるものに對しては所得稅を課せざるものであるから、結局會社所得稅を課するものは

(一) 商法其の他の法律に依る商事會社

(二) 民法上の營利法人

を其の種屬とするものであつて、即ち商法又は特別法の規定に依る若は之に準ずる各種營利法人に限らるる譯である

参照

民法第三十五條 營利ヲ目的トスル社團ハ商事會社設立ノ條件ニ從ヒ之ヲ法人ト爲スコトヲ得
前項ノ社團法人ニハ總テ商事會社ニ關スル規定ヲ準用ス
商法第四十二條 本法ニ於テ會社トハ商行爲ヲ爲スヲ業トスル目的ヲ以テ設立シタル社團ヲ謂フ
營利ヲ目的トスル社團ニシテ本編ノ規定ニ依リ設立シタルモノハ商行爲ヲ爲スヲ業トセサルモ
之ヲ會社ト看做ス

第三章 課税所得の種別と其の相互關係

- 一 課税所得の種別——二 法人の普通所得と超過所得の關係——
- 三 各事業年度の所得と清算所得の關係

一 課税所得の種別

會社所得税は、會社の所得を標準として之を課する、而して會社の所得税の課税標準たる所得は、左の種別を有するものである(税法第三條)

- 第一種 甲 法人の普通所得
- 乙 法人の超過所得
- 丙 法人の清算所得

右の各所得の意義及計算に付ては、更に第四章以下に於て之を詳述する考であるが

(一) 法人の普通所得は、會社の各事業年度の總益金より總損金を控除したる金額に依て之を計算するを通則とする、即ち會社の各事業年度の利益金に相當するものである

(二) 法人の超過所得は、普通所得が當該事業年度の資本金額に對し年一割の割合を越ゆるときの其の超過額に相當する金額を以て之を計算するものである

(三) 法人の清算所得は

1、法人解散したるとき、其の殘餘財産の價額が、解散當時の拂込株式金額又は出資金額を超過するときの其の超過金額：…又は

2、法人が合併を爲したる場合に於て、合併に因て解散消滅した法人の株主又は社員が、合併後存続する法人若は合併に因て設立したる法人より合併に因て取得する株式の拂込濟金額又は出資金額が、合併に因て消滅した法人の合併當時の拂込株式金額、出資金額、積立金及最後の事業年度に於ける留保所得の合計

金額を超過するときの其の超過金額

を以て之を計算するものである

以上三種の所得を以て會社所得の課税標準たる所得とする、而して

(一) 法人の普通所得及超過所得は、法人の各事業年度毎に之を計算課税するものであるが

(二) 法人の清算所得は、法人の解散又は合併の場合に於てのみ之を計算課税するに止まるものである

故に法人の普通所得又は超過所得は、法人の存続期間中繰返し計算課税せらるべきものであるに反して、法人の清算所得は一法人に付て唯一回之を計算課税する場合が有り得るに止まる

二 法人の普通所得と超過所得の關係

法人の普通所得は、法人の各事業年度に於ける總益金より總損金を控除したる金

額即ち其の純益金に相當するものである、故に法人の各事業年度の利益に對しては先以て税法所謂普通所得の計算課税がある譯である、而して更に其の普通所得が、當該事業年度の資本金額の年一割相當額を超過するものであるときは、即ち其の超過額は、税法所謂超過所得に相當するものとして課税せらるるのである、茲に於てか、一の事業年度に於ける普通所得中資本金額に對する年一割相當額を超過する金額即ち超過所得に相當する金額に於ては、客觀的に同一所得に對する一種の二重課税が行はれる譯である

例示

一、當事業年度の普通所得

一、〇〇〇、〇〇〇圓

二、當事業年度の超過所得

三〇〇、〇〇〇圓

なるときは、普通所得一、〇〇〇、〇〇〇圓に於て普通所得税を課したる上其の部分的所得に相當する超過所得三〇〇、〇〇〇圓に於て超過所得税を課するものであるから、法人の總所得一、〇〇〇、〇〇〇圓中の三〇〇、〇〇〇圓は、即ち重複課税と爲るものである

三 各事業年度の所得と清算所得の關係

(一) 法人解散の場合に於ける清算所得に於て

法人解散の場合に於ける清算所得は、清算の結果の殘餘財産の價額より解散當時の拂込株式金額又は出資金額を控除したるものを以て之を計算するものであるから、解散當時に於て積立金を有つておつた法人の清算所得中には、觀念上右積立金の全部又は一部を包含するものとしなければならぬ、而して法人の積立金は凡そ其の解散前の各事業年度に於て既に所得税を課せられたる所得より成るものであるからして、之を清算所得として再び所得税を課するに於ては、之亦一種の重複課税を敢てするものである、然しながら此種清算所得に對する所得税は、其の所得を受くる各個人に對する個人所得の源泉課税を目的とするものと解せらるるのであるから、重複課税も亦敢て責むべきでない、而して其の既往に於ける所得税の賦課に關する斟酌の必要は、即ち法人解散の場合に於ける清算所得に對す

る稅率の適用に於て

- 1、積立金より成る清算所得に付ては 百分の五
 - 2、其の他のものに付ては 百分の十
- と各其の稅率を區別せることに依て之を充ておる

(二) 法人合併の場合に於ける被合併法人の清算所得に付て

法人合併の場合に於ける被合併法人の清算所得は、既に説述の如く、合併の際に於ける被合併法人の正味財産換價額を超過する其の超過額に相當する金額を以て之を計算するものであるから、之に對する清算所得稅は、全くの新規課稅であつて、即ち被合併法人既往の各事業年度に於ける所得課稅と何等表面上の交渉を有たぬ、然しながら此種清算所得は多くの場合に於て、被合併法人の財産價値が表示價額以上なるときに發生するを普通とする觀念よりすれば、要するに之れ既往各事業年度に於ける不表現所得の現出に外ならざるものである、從て此種清算

所得に對する所得稅の賦課は、即ち一種の遡及課稅に相當するものであると同時に、當該所得の歸屬者たる個人(被合併法人の株主又は社員)に付て個人所得稅を課するに由なきを以て、所謂源泉課稅の方式を以てする所得の課稅に依り其の目的を達せむとするに外ならぬ、之れ此種清算所得の課稅に付ては、毎に百分の十の高き稅率を以てする所以である

第四章 不課税所得と免税所得

- 一 總説——二 不課税所得及免税所得の種類——三 課税所得と不課税所得及免税所得の關係

一 總説

法人の各種課税所得は、税法規定の特別計算法に依るべきものであるが、其の一般的基礎觀念としては、法人の所得は其の所得の種類又は性質の如何を問はず、總て之を課税の目的とする、然るに一方所得税法又は其の他の法律に依り所得税を課せざる旨又は免除する旨の規定に該當する所得がある、即ち之に該當する所得と法人の各種課税所得との關係を明にする必要がある。

二 不課税所得及免税所得の種類

不課税所得とは、所得税を課せざる所得の謂である、故に其の嚴格なる意義に於

ては、所得税を免除することを得る所得即ち免税所得とは全く其の觀念を異にし

(一) 不課税所得は、當然に課税外に在る即ち其の絶對的なるもの

(二) 免税所得は、納税者の申請に因て始めて不課税と爲る即ち其相對的なるもの

大要右の如き差異を存するものであるが、所得税法上に於ては敢て此の區別を爲すことなく、其の何れもを「所得税を課せざる所得」と指稱してゐる、例之所得税法第二十一條の清算所得に對する税率の規定に於ける「本法其の他の法律に依り所得税を課せられざる所得」の如きは、即ち叙上の見解を以て之に莅むべきものと信ずる

會社所得の課税上所謂不課税所得又は免税所得に相當するものは左の如くである

(一) 不課税所得即ち當然的課税外の所得、國債及貯蓄債券の利子

参照

●國債證券の利子及貯蓄債券ノ利子ニ對スル所得税免除ノ件(明治三十八年二月法律第十九號)

軍備補充ノタメ及臨時事件費支辨ノタメ明治三十七年以降政府ノ發行スル國債證券ノ利子及貯蓄債券法ニ依り發行スル貯蓄債券ノ利子ハ所得税ヲ免除ス但シ既納ノ税金ハ之ヲ還付セス

●國債利子ニ所得税ヲ課セサル件(明治四十二年三月法律第七號)
國債ノ利子ニハ所得税ヲ課セス

(二) 免税所得即ち納税者の申請ありたる場合に於てのみ免税する所得

1、所得税法第十九條の規定に依る重要物産の製造業の所得

参照

所得税法第十九條 勅令ヲ以テ指定シタル重要物産ノ製造業ヲ營ム者ニハ命令ノ定ムル所ニ依リ開業ノ年及其ノ翌年ヨリ三年間其ノ業務ヨリ生スル所得ニ付所得税ヲ免除ス

所得税法施行規則第十三條 左ニ掲グル物産ノ製造業ヲ營ム者ニハ所得税法第十九條ノ規定ニ依リ所得税ヲ免除ス

- 一、金、銀、亞鉛、鐵又ハアルミニウムノ地金
- 二、鐵ノ條、竿、テーパー形アングル形類、軌條、板、線及管(鑄製管ヲ除ク)
- 三、銅ノ合金ノ條、竿、板及管
- 四、汽罐、原動機(機關車ヲ含ム)及動力ヲ以テ運轉スル鐵製ノ機械

五、燐 曹達灰、苛性曹達、硫酸アムモニウム、石炭酸、クロール酸加里及グリセリン

六、製紙用バルブ

七、板硝子

八、コンデンストミル

九、絹、亞麻又ハ毛ノ織物

前項第九號ノ物産ノ製造業ニ付テハ動力ヲ以テ運轉スル機械ヲ使用シ幅鯨尺一尺八寸以上長鯨尺三十尺以上ノ織物ノミヲ製造スル者ニ限ル

所得税法施行規則第十四條 前條ノ製造業ヲ繼續シ又ハ其ノ繼續ト認ムベキ事實アル者ハ其ノ製造業ニ付所得税ノ免除期間ノ殘存スルトキニ限り其ノ免除期間ヲ繼承ス

所得税法施行規則第十五條 所得税法第十九條ノ規定ニ依リ所得税ノ免除ヲ受ケムトスル者ハ同法第二十四條又ハ第二十五條ノ申告ト同時ニ其ノ旨所轄稅務署ニ申請スヘシ但シ其ノ年五月一日以後ニ於テ第三種ノ所得ニ付納稅義務アルニ至リタルトキハ所得金額ノ決定前其ノ所得ノ申告ト同時ニ之ヲ申請スヘシ

前項の場合ニ於テ第十三條ノ製造業ヨリ生スル所得ト其ノ他ノ所得トヲ有スルトキハ第十三條ノ製造業ヨリ生スル所得ト其ノ他ノ所得トヲ區別シタル計算書ヲ添附スヘシ

2、製鐵業獎勵法に依る製鐵業の所得

参照

●製鐵業獎勵法(大正十五年三月)
法律第四十九號)抄

第一條 一ノ場所ニ於テ一年三萬五千噸以上ノ製鉄能力及一年三萬五千噸以上ノ製鋼能力ヲ有スル設備ヲ以テ營ム製鐵事業ハ土地收用法第二條ノ土地ヲ收用又ハ使用スルコトヲ得ル事業トシ同法ヲ適用ス

第二條 主務官廳ノ認可ヲ受ケ一定ノ期間内ニ前條ニ規定スル設備ヲ新設シタル製鐵事業者ニハ設備完成ノ年及其ノ翌年ヨリ十五年間其ノ設備ヲ以テ營ム製鐵事業ニ付營業稅、營業收益稅及所得稅ヲ免除ス

前項ノ製鐵事業者其ノ設備完成前其ノ設備ノ一部ヲ以テ製鐵事業ヲ營ム場合ニ於テモ其ノ事業ニ付營業稅、營業收益稅及所得稅ヲ免除ス但シ前項ノ規定ニ依ル期間内ニ設備ヲ完成

セサルトキハ此ノ限ニ在ラス

第三條 第一條ノ規定ニ該當セサル設備ヲ以テ製鐵事業ヲ營ム者主務官廳ノ認可ヲ受ケ一定ノ期間内ニ第一條ノ規定ニ該當スルニ至ルヘキ設備ヲ増設シタルトキハ其ノ増設シタル設備ヲ以テ營ム製鐵事業ニ付前條ノ規定ヲ準用ス

第一條ニ規定スル設備ヲ以テ製鐵事業ヲ營ム者作業上必要ナル場合ニ於テ主務官廳ノ認可ヲ受ケ一定ノ期間内ニ其ノ場所ニ於テ製鉄又ハ製鋼ノ設備ヲ増設シタルトキ亦前項ニ同シ

第四條 主務官廳ノ認可ヲ受ケ一定ノ期間内ニ一ノ場所ニ於テ一年二千二百五十噸以上ノ製鋼能力ヲ有スル設備ヲ新設シタル鍛鋼品又ハ鑄鋼品製造事業者ニ付テハ第二條ノ規定ヲ準用ス

主務官廳ノ認可ヲ受ケ一定ノ期間内ニ一ノ場所ニ於テ一年二千五百噸以上ノ製鉄能力及ハ製鋼能力ヲ有スル設備ヲ新設シタル低燐鉄製造事業者、坩堝製鋼事業者及電氣製鐵事業者ニ付亦前項ニ同シ

第五條 第一條乃至前條ニ規定スル製鐵事業ノ範圍ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第六條 製鐵ノ事業ヲ繼續スル者又ハ其ノ事業ヲ繼續スルモノト認ムヘキ事實アル者ハ前事業者カ本法ニ依ル營業稅、營業收益稅及所得稅免除期間内ニ在ルトキハ其ノ期間ヲ繼承ス

第七條 北海道、府縣及市町村其ノ他之ニ準スヘキモノハ本法ニ依リ營業稅、營業收益稅及所得稅ヲ免除セラレタル製鐵事業者ニ對シ其ノ免除セラレタル部分ニ相當スル資本金額、從業者、營業用ノ工作物若ハ物件、使用動力又ハ收入ヲ標準トシテ課稅スルコトヲ得ス但シ市町村其ノ他之ニ準スヘキモノニシテ特別ノ事情ニ基キ主務官廳ノ認可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(大正十五年四月勅令第五十七號ヲ以テ同年四月十日ヨリ施行ノ旨ヲ定ム)

本法施行ノ際現ニ土地收用法ノ適用ヲ受ケ又ハ輸入稅ノ免除ヲ受クルコトヲ得ヘキ製鐵事業ニシテ第一條ノ規定ニ該當セサルモノニ付テハ本法施行後五年間仍從前ノ例ニ依ル

本法施行ノ際現ニ營業稅及所得稅ノ免除ヲ受クルコトヲ得ヘキ製鐵事業ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル但シ從前ノ規定ニ於テ開業ノ年又ハ能力増加ノ年及其ノ翌年ヨリ十年間トアルハ之ヲ

開業ノ年又ハ能力増加ノ年及其ノ翌年ヨリ十五年間トシ營業稅トアルハ營業稅及營業收益稅トス

製鐵業獎勵法施行令(大正十五年四月勅令第五十八號抄)

第一條 製鐵業獎勵法第一條乃至第四條ニ規定スル製鐵事業ハ銑鐵、鋼鐵、壓延鋼材(軌條及繼目板ヲ含ム)、鍛鋼製品若ハ鑄鋼製品ノ素材又ハ商工大臣ノ指定シタル副生物ノ製造ニ關スル事業トス

製鐵業獎勵法第一條乃至第三條ニ規定スル製鐵事業ハ製銑ニ在リテハ一ノ爐ニ付一日ノ製銑量百噸以上ノ能力ヲ有スル設備ヲ有スルモノ、製鋼ニ在リテハ一ノ爐ニ付一回ノ製鋼量平爐ニ在リテハ二十五噸以上、轉爐ニ在リテハ五噸以上ノ能力ヲ有スル設備ヲ有スルモノトス

製鐵業獎勵法第四條第二項ノ低燐銑鐵製造事業ハ燐ノ標準含有量萬分ノ三以下ノ銑鐵ノ製造事業トス

第二條 製鐵業獎勵法第二條乃至第四條及第八條第二號ノ期間ハ製鐵能力一年三萬五千噸未

滿ノ場合ニ在リテハ二年以内、十萬圓未滿ノ場合ニ在リテハ三年以内、二十萬圓未滿ノ場合ニ在リテハ五年以内二十萬圓以上ノ場合ニ任リテハ七年以内ニ於テ商工大臣之ヲ定ム前項ノ期間ハ商工大臣災害其ノ他已ムヲ得サル事由アリト認ムルトキハ三年ヲ限り之ヲ延長スルコトヲ得

第三條 所得稅ノ免除ヲ受ケムトスル者ハ所得稅法第二十四條又ハ第二十五條ノ規定ニ依リ所得ヲ申告スルトキ其ノ旨所轄稅務署ニ申請スヘシ

前項ノ場合ニ於テ免除ヲ受クヘキ事業ヨリ生スル所得ト其ノ他ノ所得トノ存スルトキハ之ヲ區別シタル計算書ヲ添付スヘシ

第十四條 商工大臣必要ト認ムルトキハ營業稅、營業收益稅及所得稅ノ免除ヲ受ケムトスルモノニ對シ製鐵事業ニ關スル書類又ハ製鐵原料若ハ製品ノ試料ノ提出ヲ命シ又ハ當該官吏ヲシテ製鐵事業ニ關スル設備、帳簿其ノ他ノ物件ノ検査ヲ爲サシムルコトヲ得輸入稅ノ免除ヲ受ケ又ハ受ケムトスル者ニ對シ亦同シ

商工大臣必要ト認ムルトキハ獎勵金ノ交付ヲ受ケ又ハ受ケムトスル者ニ對シ前項ノ書類又

ハ試料ノ提出ヲ命シ、當該官吏ヲシテ前項ノ検査ヲ爲サシメ其ノ他必要ナル命令又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第十五條 收稅官吏又ハ稅關官吏必要ト認ムルトキハ前條第一項ノ検査ヲ爲スコトヲ得

附 則

本令ハ大正十五年四月十日ヨリ之ヲ施行ス

製鐵業獎勵法附則第二項ニ規定スル製鐵事業ニ付テハ土地ノ收用使用又ハ輸入稅ノ免除ニ關シ仍舊製鐵業獎勵法施行令ニ依ル

製鐵業獎勵法附則第三項ニ規定スル製鐵事業ニ付テハ第一條第一項第三項及第二條ノ規定ヲ準用ス

本令施行前大正十年七月二十日以後ノ製造ニ係ル第七條ノ鋼材ニシテ第八條第一項ノ使用又ハ引渡カ本令施行前ナルモノニ付テハ仍從前ノ例ニ依リ、本令施行後ナルモノニ付テハ本令ノ規定ニ準シ獎勵金ヲ交付ス

(三) 朝鮮、臺灣、關東州又は樺太に於て所得稅を免除する各當該地の製造業の所

得

參照

所得稅法ノ施行ニ關スル件第七條 朝鮮、臺灣、關東州又ハ樺太ニ於テ所得稅ヲ免除スル各當該地ノ製造業ヨリ生スル所得ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ所得稅法ニ依ル所得稅ヲ免除ス所得稅法施行規則第七十二條 大正九年法律第十二號第七條ノ規定ニ依リ所得稅ヲ免除スヘキ期間ハ各當該地ノ法令ニ依リ所得稅ヲ免除スヘキ當該製造業ニ付定メラレタル所得稅ノ免除期間ニ依ル

第十四條ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ所得稅ヲ免除スヘキ期間ニ付之ヲ準用ス

所得稅法施行規則第七十三條 大正九年法律第十二號第七條ノ規定ニ依リ所得稅ノ免除ヲ受ケムトスル者ハ其ノ製造業ノ營業場所在地ヲ管轄スル各當該地ノ稅務官署ニ於テ其ノ地ノ法令ニ依リ所得稅ヲ免除スヘキ製造業ニ相當スト認メタル證明書ヲ添附シ其ノ旨所轄稅務署ニ申請スヘシ

第十五條ノ規定ハ前項ニ規定スル申請ニ付之ヲ準用ス

三 課稅所得と不課稅及免稅所得の關係

(一) 課稅所得と不課稅所得の關係

不課稅所得は當然的に課稅の範圍外に置かるゝものである、故に法人の普通所得の計算に於ける總益金には此種所得を加ふべからざるものである、而して既に法人の普通所得中に存在せざるに於ては、普通所得を基礎とする法人の超過所得の内容を爲すものに非ざることとは更めて説く迄もない

不課稅所得と清算所得の關係は、稅法之を明にせざるが故に、多少の疑を有するも、所謂不課稅所得は、其の名目、課稅方式、課稅の目的の如何を問はず、絶對的不課稅の地位に置かるべきものであるから、清算所得の計算に付ても亦其の範圍外に在るものと爲すべきである、然るに、凡そ清算所得の計算は、稅法上の特殊なる算法に依るものであつて、敢て收支の計算を行はざるものであるから、即ち清算所得中に不課稅所得の加入と否とを秩序的に認むるに由なきものとしなけ

ればならぬ、此故を以て舊所得稅法(大正十五年の改正以前に於けるもの)に於ては、清算所得の課稅に付ては、所謂不課稅又は免稅所得の認識を爲すに由なきものとする見解に於て立法せられたものであるが、改正法即ち現行法に於ては、清算所得中の積立金又は不課稅所得より成る所得に付ては、百分の五の稅率を適用する旨を定むることに依て之を看れば、即ち清算所得中の不課稅所得を其の他のものと區分計算することを得と爲すの趣旨なることは明であつて、舊所得稅法の立法と大に其の趣を異にする、而して凡そ不課稅所得に付ては、其の名目、課稅方式又は課稅の目的の如何を問はず、所得稅を課すべからざるものなるに、仍且之を課稅すと爲すは到底其の不合理たるを免れざる所であるが

1、清算所得の一部又は全部を形成する不課稅所得を敢て課稅する所以のものは此種清算所得の課稅は、右の所得を享受する各個人に對する源泉課稅を目的とするものであつて、恰も彼の法人の利益配當に對する個人所得稅の課稅に於て

其の利益配當の課稅、不課稅何れの所得より成るを問はざると同様の趣旨に依るものである

2、清算所得の課稅に於て、稅法所謂「所得稅を課せられざる所得」とは、所得稅を課せざる所得即ち不課稅所得の謂に非ずして、所得稅を免除したる所得即ち免稅所得を意味するものである

惟ふに、1の解釋に依れば、法人個人を通ずる所得稅課稅の充實と權衡を期する趣旨に適ふも、特別法に於て所得稅を課せずと爲したる特殊所得に敢て課稅する不都合の非難を到底免れず、又其の2の解釋に依れば、法令上の矛盾を避け得るも、法文の用語甚だ不備なるの誹を免れない、而して特別法に依る不課稅の規定と所得稅法の規定との衝突は兎も角として、所得稅法の文理的解釋並課稅の適實を尊重する精神的解釋よりすれば、即ち前叙1の見解に依るべきものと信ずる

(二) 課稅所得と免稅所得の關係

所謂免税所得は、納税者の免税申請に依て所得税を免除するものである、故に其の免税申請なき場合に於ては、仍然課税所得たるものである、而して納税者の免税申請が受理せられたる場合に於ては即ち所得税を免除する所得と爲るのであるから、此の場合に於ては實質上は彼の不課税 得と何等擇ふ所なきものである免税所得は之を課税所得中より除却して所得税の課税額を算定する、故に法人の普通所得に付て此の計算の行はるゝ場合に於ては、超過所得は當然に其の影響を受くる、然るに清算所得に付ては、免税所得と雖仍且之を課税するものであるが、免税所得又は積立金より成る清算所得に付ては、百分の五、其の他のものに付ては、百分の十、の税率を適用するものであつて、右税率の差異は即ち免税所得に對する法人所得税としての賦課を免する趣旨に出で、百分の五の税率を以てする清算所得税の賦課は畢竟するに其の所得を享受すべき各個人に對する源泉課税の目的に出づるものと看るべきである

第五章 普通所得の計算

一 普通所得の意義及計算法——二 會社所得の計算に關する諸問題
と稅務當局の取扱

一 普通所得の意義及計算法

法人の普通所得とは、各事業年度の損益計算の結果に於ける利益金又は之に相當するもの、即ち法人の各事業年度に於ける普通の所得の謂である

法人の普通所得の計算は、所得税法第四條の規定する左の方法に依るべきものである(税法第四條)

一 保險會社以外の内地法人

保險會社以外の内地法人の普通所得は、各事業年度の總益金より總損金を控除したる金額に依る、即ち普通一般の會社會計に於ける純益金算出の方法と何等異

る所がない、從て其の計算亦會社會計の一般理法に依るべきものであつて、税法上に特別の規定を存せざる所以である、而して税法所謂總益金又は總損金とは、益金又は損金の其の總てを包括指稱するの意に外ならない

註

一、會社の各事業年度に於て納付したる第二種所得稅は、當該事業年度の第一種所得稅より控除せらるるものであるが、此の場合に於ては、右の第二種所得稅額は、之を損金に計算すべからざるものである、詳細は第八章の四を参照のこと

二、普通所得の計算に關する諸問題に付ては、本章の二を見よ

二 保險會社但し内地に本店を有するもの

保險會社の普通所得は、各事業年度の利益金又は剩餘金に依るものである

右に所謂利益金とは、株式組織の保險會社に於けるもの、剩餘金とは、相互保險會社に於けるものを謂ひ、而して右利益金又は剩餘金を採て以て直に所得と爲す理由は、凡そ保險會社の會計は、保險業法其の他の關係法規の定むる所に依る

一種特別なる方法形式に従ふものなれば、當該規定に依て計算せる利益金又は剩餘金を以て即ち所得と爲すを便宜且相當とすとの趣旨に出づるものである

註 一の註に同じ

三 外國法人即ち所得稅法施行地に本店又は主たる事務所を有せざる法人

稅法施行地に本店又は主たる事務所を有せざる法人の所得は、稅法施行地に在る資産又は營業に付て、前叙一、又は二、の法人の所得計算の例に倣つて之を計算するものである、但し朝鮮、臺灣、關東州又は樺太に本店又は主たる事務所を有する法人の所得稅法旅行地に於ける資産又は營業に付ては、所得稅法に依る所得稅を課せない(第四章參照)

註 一の註に同じ

以上要説の如く、法人の普通所得は、保險會社と其の以外の法人又は所謂外國法人と、各其の計算方法に多少の差違を有するが、之を要するに、普通の觀念に於け

る各事業年度の利益金を目途とし、而して各種の法人を通して、其の計算は各事業年度毎に之を行ふべきものである

事業年度の意義如何は更めて茲に説明する迄もなく、法人の事業經理の爲めに定めたる一定期間の謂であつて、其の期間は商法其他の法令の規定の範圍内に於て各法人は適宜に之を定むることを得るものである

法人が事業年度の中に解散し又は合併に因て消滅したる場合に於ては、其の事業年度の始より解散又は合併に至る迄の期間を以て一事業年度と看做し、普通の事業年度に於けると同様に、其の期間の所得を計算課税するものである(税法第四條第三項)

法人の事業年度は事業經理の爲に定めたる一定期間の謂に外ならざるものであるから、或は時に法人の目的たる事業の施行なかりしとき又は同期間の損益計算を略したる場合と雖其の故を以て事業年度なしと爲すを得ない、従て所得の計算課税は毎に必ず各事業年度毎に行はるべきものである

参照

會社の計算の爲に定めたる期間内に於て、會社の目的たる事業を現に營まさりしとするも之に依りて所得税法第四條の事業年度に非らずと謂ふことを得ず(大正六年五月第二六號行政裁判所判決要旨)

二 會社所得の計算に關する諸問題と稅務當局の取扱例

法人の各事業年度の普通所得は、税法所定の計算法に依るべきものではあるが、税法所定の計算法は、要するに之れ會社會計に於ける各事業年度の純益金の計算法と其の軌を一にするものであるから、其の計算は總て會社會計の一般理法に依て之を爲すべきものである、然しながら所得税の課税上往々にして疑問視せらるる各種の損益勘定に付て、一應の説明を試むれば即ち左の如くである

1、繰越損益金、前事業年度より繰越したる益金又は損金は、當事業年度の損益に算入すべからざるものである、之れ法人の普通所得は各事業年度毎に計算課税する法則上の當然の解釋に屬するのであるが、時に疑を生ずる場合あるを慮り即ち

之を所得稅法施行規則第一條に明示してある、但し繰越損金を各事業年度の益金を以て填補したる場合の其の填補額は、當該事業年度の損金に計算すべきものである(3を見よ)

參照

所得稅法施行規則第一條 法人ノ前事業年度ヨリ繰越シタル益金又ハ損金ハ其ノ事業年度ノ所得計算上益金又ハ損金ニ之ヲ算入セス

- 2、積立金の全部又は一部の利益繰入、積立金は、恰も彼の繰越益金と同一の性質を有するものであるから、其の全部又は一部を、各事業年度の計算に於て利益に繰入れたる場合と雖之を其の事業年度の益金と爲すべきでない
- 3、繰越損金の填補、繰越損金を當事業年度の益金を以て填補したる場合は、其の填補額は之を當事業年度の損金と爲すべきものである
- 4、法人が他の法人より受くる利益配當又は第二種の所得に屬する收入、何れも之

を總益金中に加ふべきものである、而して第二種の所得に屬する收入に付ては、第二種所得稅を課せられたる上再び第一種所得稅を課することと爲り、所謂二重課稅と爲るものではあるが、其の救済に付ては、第一種所得稅金の賦課に際して既納の第二種所得稅金を差引控除する手續が別に定められてある(第十^三章參照)

- 5、創業費、商法所謂設立費用の謂である、例之定款作成に要したる費用、株式の募集費、創立事務費の如きは即ち之に屬する、創業費は性質上會社の負擔に歸すべきものであるから(商法第一二二條、第一二四條及第一三五條)會社に於て之を負擔する場合に於ては、當然損失の一種として計算すべきものである、而して此種損失は其の全部を初期に於て計算するものと、或は其の後の各期に配分して計算する場合即ち年次償却の方法に依るものと、會社の計算は必ずしも其の軌を一にしないのであるが、所得稅の課稅に付ては、其の何れ共總て會社の計算に従ふを行政上の慣例とする

參照 商法(抄)

第二百二十二條 左ニ掲ケタル事項ヲ定メタルトキハ之ヲ定款ニ記載スルニ非サレハ其効ナシ

第一號乃至第四號(略)

第五號 會社ノ負擔ニ歸スベキ設立費用及發起人ノ受クベキ報酬ノ額

第二百二十四條 取締役ハ其選任後遲滞ナク第二百二十二條第三號乃至第五號ニ掲ケタル事項及第一回ノ拂込ヲ爲シタルヤ否ヤヲ調査セシムル爲メ検査役ノ選任ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ要ス

裁判所ハ検査役ノ報告ヲ聽キ第三百三十五條ノ規定ニ準據シテ相當ノ處分ヲ爲スコトヲ得

第三百三十五條 創立總會ニ於テ第二百二十二條第三號乃至第五號ニ掲ケタル事項ヲ不當ト認メタルトキハ之ヲ變更スルコトヲ得但金錢以外ノ財産ヲ以テ出資ノ目的ト爲ス者アル場合ニ於テ之ニ對シテ與フル株式ノ數ヲ減シタルトキハ其者は金錢ヲ以テ拂込ヲ爲スコトヲ得

6、建設利息、商法第九十六條の規定に依て株主に配當する利息の謂である、建設利息の性質に付ては、學者間にも種々の説があるが、所得稅課稅上に於ては總て之を會社の損金として計算すべきものと爲されておる

參照 商法(抄)

第九十六條 會社ノ目的タル事業ノ性質ニ依リ第四百十一條第一項ノ規定ニ從ヒ本店ノ所在地ニ於テ登記ヲ爲シタル後二年以上開業ヲ爲スコト能ハサルモノト認ムルトキハ會社ハ定款ヲ以テ開業ヲ爲スニ至ルマテ一定ノ利息ヲ株主ニ配當スヘキコトヲ定ムルコトヲ得但其利率ハ法定利率ニ超ユルコトヲ得ス

前項ニ掲ケタル定款ノ規定ハ裁判所ノ認可ヲ得ルコトヲ要ス

7、株式の額面超過益、株式を額面金額以上の價格にて發行したる場合の利益所謂プレミアム益に付ては、或は之を總益金に加ふべきものに非らずと論ずる者もあるが、苟も會社の收入にして其の純資産の絶對的增加を來すものは總て之を稅法所謂總益金に算入するを相當とし又敢て之を排斥する理由がない、此見解はプレミアム益に對する所得稅の争訟に關する數次の行政判決の示す處である

參照

一、株式會社カ額面以上ノ價格ヲ以テ株式ヲ發行シタル場合ニ於テ其ノ額面ヲ超ユル金額ヲ準備金ニ組込ムベキ旨ノ商法第九十四條第二項ノ規定ハ是單ニ公益上ノ必要ニ基ク利益處分ノ制限ニ過キスシテ此規定アルカ爲ニ超過金額カ益金ナルコトノ性質ヲ變更スルモノニ非ス
(大正四年第三九號)
 行政裁判所判決)

二、株式會社カ額面以上ノ價額ヲ以テ發行シタル株式ニ付拂込テ受ケタル額面超過金額ハ會社ノ資本金額ヲ構成スルモノニ非ス從テ所得税法第四條第一項ノ適用ニ關シテハ之ヲ總益金中ニ計上スヘキモノトス(大正八年十二月)
 行政裁判所判決)

8、減資差益、會社が資本の無償切下(株金額の切捨、株式の併合)
 及株式の無償消却等に因る)を爲す場合に生ずる一種の利益勘定の謂である、稅務當局從前の取扱は、要するに之れ資本異動の結果に依る紙上の利益に外ならざるものであるから、所得稅課稅の目的と爲すべからずと爲したものであるが、現今に於ては其の由來の如何を問はず、超資本價額を以て利益と爲すの絶對的主義に依り即ち之を益金と爲すの例である

9、減資差損、會社に於て有償減資を爲したる場合に於て、株式の償却に對する代價額が拂込株金を超過し又は持分の拂戻額が出資金を超過するときの各其の超過額に相當する損失の謂である、稅務當局の取扱方針は、當該金額は所得税法第四條第二項の規定に依り個人所得の算定上之を當該法人より受くる利益の配當と看做すものに相當することに準據し、即ち之れ一種の利益配當に外ならざるものとし之を損金と爲さざるの例である、然しながら之を前號8、の減資差益を敢て益金と爲すの主義よりすれば、其の由來の如何を問はず、純資産の絶對的減少を來したる支出は即ち之を損金と爲すの見解を採るべきである、而して其の個人所得の計算に於て之を當該法人より受くる利益の配當と看做せばとて、之あるが故に會社に於ても亦當該金額を損金と爲さずと謂ふは、法人と個人即ち支拂者と所得者との各其の異なりたる立場を全然無視するものである

参照

所得稅法第十四條 第一項(略)

株式ノ消却ニ因リ支拂ヲ受クル金額又ハ退社ニ因リ持分ノ拂戻トシテ受クル金額カ其ノ株式ノ拂込金額又ハ出資金額ヲ超過スルトキハ其ノ超過金額ハ之ヲ法人ヨリ受クル利益ノ配當ト看做ス

10、合併差益、茲に合併差益と稱するは、會社合併の場合に於て、合併會社が被合併會社より合併に因て繼承せる純資産の價額が、被合併會社の株主又は社員に與へたる株式の拂込濟金額又は出資金額を超過するときの其の超過額に相當するものを謂ふのである、所謂合併差益に對しては

イ、合併差益が被合併會社の積立金に相當するものであるときは、即ち之を益金としなす

ロ、合併差益の全部又は一部が被合併會社の資本金に相當するものであるときは即ち之を合併會社の益金に計算する

を稅務當局の課稅方針とする、即ちロ、の課稅主義は、恰も彼の法人の減資差益を益金とする同一見解に出でたものである

11、資産の評價損益 資産の評價損益が會社所得の計算上に於ても亦損益の計算に加はるべきことは、蓋し當然の事である、但し資産の評價益に付ては、特殊の場合を除くの外稅務當局に於て積極的に之を計算課稅することなきを行政上の慣例とし、資産の評價損に付ては、凡そ左の標準に依て之を認むるを當局の取扱例とする

イ、評價損は當該資産の時價又は原價何れか其の低きものと對照し、土地は百分の五、其の他の資産は百分の十迄の減價は一般の程度として之を認むるも、之を超過するときは其の超過額を否認する

ロ、特に甚だしき低落を豫想せらるる資産に付ては、前號の歩合の三倍迄を認むる

ハ、現實に價額の低落を認めらるるものに付ては、其の實際額迄之を是認する
 12、資産の減價償却 會社の損益計算に於て現實に其の償却計算を爲したるものは之を損金と爲すこと勿論なるも

イ、償却したる資産の減價額を計算に現示せざるもの、即ち貸借對照表作成上資産額は之を据置とし、其の減價額に相當する積立金を貸方に計上するもの——學者の所謂間接消却法——に依るものは、之を損金と爲さざる例である

ロ、將來の減價償却引當金として計上する金額即ち減價償却積立金及之に相當するものは、之を損金と爲すべからざるものである

減價償却金額の認定に關しては、税法上に別段の規定なく、一に稅務當局の裁量に任せてある、而して現に稅務署に於ては、大體左の標準に依て之を決定するの例である

イ、償却の方法は各會社の便宜に任ずる

ロ、償却の程度即ち其の率は、所謂定額法に依るものは別表の範圍に於て之を認め、別に其の償却方法を定めざる會社に對しては、所謂定率法に依て算出したる別表の一定率の範圍に於て之を認める

註 定額法とは、資産の原價を耐久年數を以て除したる各年分の一定額を毎年の償却額と爲す方法に依るものを謂ひ、定率法とは、年次遞減する一定率を以て其の毎年の償却額を算出する方法に依るものを謂ふ

(別表) 堪久年數概定表

種類	構造	造	堪久年數	償却歩合	
				定額法ニ依ル場合	定率法ニ依ル場合
事務所住宅用建物	煉瓦造、石造、鐵骨煉瓦又ハ石造	鐵筋混凝土造、鐵骨鐵筋混凝土造	一〇〇年	原價ノ割分厘未償却ノ殘額ノ	割分厘
	土造、木骨煉瓦又ハ石造、木骨鐵筋混凝土造		五〇	二〇	四五
木造			三〇	三四	七四

工場、倉庫用建物	附屬建物		煙突				船		機械	
	木造	鐵筋混凝土造	木造	鐵船	木船	鐵船	鋼製	煉瓦造	鐵製	木製
煉瓦造、石造、鐵骨煉瓦又ハ石造 鐵筋混凝土造、鐵骨鐵筋混凝土造	七〇	一五	三二	三二	七〇	一五	二五	二五	二五	二五
土造、木骨煉瓦又ハ石造、木骨鐵筋混凝土造	三五	二九	六四	三五	三五	二九	三五	三五	三五	三五
木造	二五	四〇	八八	二五	二五	四〇	二五	二五	二五	二五
鐵筋混凝土造	二〇	五〇	一〇九	二〇	二〇	五〇	二〇	二〇	二〇	二〇
煉瓦造	四〇	二五	五六	四〇	二五	五六	四〇	二五	二五	二五
鋼製内部煉瓦被覆	二五	四〇	八八	二五	二五	四〇	二五	二五	二五	二五
鋼製	一〇	一〇〇	二〇六	一〇	一〇	一〇〇	一〇	一〇	一〇	一〇
鐵船	二五	四〇	八八	二五	二五	四〇	二五	二五	二五	二五
木船	一五	六七	一四二	一五	一五	六七	一四二	一五	一五	一五
鐵製	二五	四〇	八八	二五	二五	四〇	二五	二五	二五	二五
木製	一二	八四	一七五	一二	一二	八四	一七五	一二	一二	一二

器具	備考	
	鐵製	木製
	三五	八
	二九	一二五
	六四	二五〇

(1) 資産ノ堪久年數ハ尙其ノ物件ノ精粗良否ニ應シ適當ニ之ヲ定ムヘシ又機械器具ノ如キハ其ノ種類雜多ナレハ個々ノ物件ニ付本表示定ノ年限ノ範圍内ニ於テ適當ナル堪久年數ヲ定ムヘシ

(2) 會社ニ於テ資産ノ種類構造等ニ依ル區分ヲ爲サス概括的ニ其ノ償却ヲ爲ス場合ニ在リテハ本表ニ準シ適當ニ其ノ程度ヲ認定スルモノトス

(3) 資産ノ殘骸價額ハ凡ソ其ノ原價ノ一割額トス

(4) 堪久年數ノ一部又ハ全部經過ノモノヲ取得シ、又ハ評價増減ヲ爲シタル場合ハ其ノ實況ニ依リ適當ト認ムル堪久年限ヲ定ム

(5) 時價變動ノ爲メ價額著シク低下スヘシト認メラルモノ其ノ他特別ノ事由ニ依リ多額ノ減價償却ヲ必要トスルモノハ本表ノ倍額迄ノ償却歩合ヲ是認程度トス

(6) 同一種類ノ固定資産ノ償却ニ付テハ會社ニ於テ資産各個ニ付償却額ヲ算出セル場合ト雖其ノ種類ノ全部ニ付償却程度ヲ定ム

(7) 既往年度ニ於ケル償却否認額ハ會社力ヲ計上セサルトキト雖爾餘ノ年度ニ於ケル償却額ノ計算ニ加フ

13、役員賞與、會社が其の役員(株式會社の重役又は合名合資會社の代表社員等)に給與する賞與にして、其の利益處分に屬するものは、之を損金と爲すべきでない、但し一定の俸給を給與せざる役員に對する賞與にして、其の俸給に代はるものと認めらるるものは、假令利益處分の形式に於て之を爲すも、損金に計算するを妨げずと爲す稅務當局の取扱例である

14、使用人賞與 役員以外の使用人に給與する賞與は、其の利益處分として之を爲したることを確認せらるるものの外は、總て之を損金と爲すを稅務當局の取扱例とする

15、解散手當、退職慰勞金、創業功勞金、給與の形式の如何に拘らず、總て之を損金と爲すを稅務當局の取扱例とする

16、政府其の他の公共團體より受くる補助金又は交附金、總て之を總益金中に計算すべきものである、而して其の或る場合に於て之を返還すべき條件付——例之一定の期限内に目的たる事業に着手せず若は不成功のときは補助金又は交附金を返還すべきもの如き——のものは、其の條件に基き現實に返還したるときに於て之を損金と爲すべきものである

17、寄贈金の受入、寄贈金の受入は總て之を益金と爲すべきものである

18、寄贈金の返還、會社の缺損を填補する爲重役等より寄贈金の名を以て提供せる金を後日に至り或る名義を以て右重役に會社より返還するもの如きは、假令利益處分として之を行ふも、右金額を損金と爲すを相當とする

19、社債發行益、額面以上の價額を以て社債を發行したる場合の其の額面超過收入

即ちプレミアム益は、之を益金と爲すは當然である
 20、社債發行損、割引發行又は其の額面金額以上の金額を以て償還額と爲す方法に依て社債を發行したる場合の其の額面に不足する金額は、之を損金と爲すべきは當然である、而して稅務當局の取扱は其の損失は社債償還の日の屬する事業年度の損金と爲すの例であるが、此種損失は恰も彼の手形の割引料又は前拂利子に相當するものであるから、寧ろ其の經過期間に應ずる損金の計算法を採るを相當とする

21、交際費、會社又は會社の重役等が會社の業務に關して支出せるものは之を損金と爲すべきである、然しながら假令其の交際費の名義を以てするも、實質上一種の賞與金(利益處分に屬する)に相當するものの如きは之を損金と爲すべきでない
 22、營業賣却損益 營業の全部又は一部を賣却したる場合の賣却損益は
 イ、其の會社解散前に於けるものは、當該事業年度の利益又は損失と爲すべく

ロ、其の會社解散後に於けるものは、即ち清算所得の計算に加ふべきものと爲るのである

23、公債、社債又は大藏省證券の割引料の收入、此等收入は實質上は一種の利子收入に外ならざるも、稅法所謂公債、社債の利子に該當せざるものであるから、其の收入は之を第一種所得に屬するものとしなければならぬ

24、租稅其の他の公課、之を損金と爲すは勿論である、但し其の計算を爲すべき時期に付ては、左の例に依るべきものである

イ、所得稅、營業收益稅、現實納稅の日の屬する事業年度の損金と爲すべきである、但し既に所得金額又は純益金額の決定を受けたる場合は、稅金未納なるも相當稅額を損金に計算するを妨げざるものと信ずる

註 第一種所得稅に付ては稅務當局亦後段の計算を認めておる

ロ、營業稅、稅金を現實に納付したる日の屬する事業年度の損金と爲すべきもの

である

ハ、酒稅其の他の醬油稅、課稅物件査定濟のものに對する稅金は、其の納期に拘らず、其の査定を受けたる日の屬する期の損金と爲すことが出来る

ニ、取引所營業稅、當該事業年度末月分迄の分を其の期の損金とすることが出来る

25、諸稅金引當金 前號に依り損金に計算することを得るものを除き、後日の爲めの其の引當準備金に相當するものは、之を損金としない

26、貸倒償却準備金、現實其の償却を爲したるものは損金と爲すは勿論なるも、其の爲の準備金は之を損金と爲すべからざるものである

27、無盡給付資金、無盡會社に於て其の確定的義務に基き支拂保證の爲に積立つるものであるから、恰も彼の保險會社に於ける保險責任準備金同様之を益金としな

い

28、給付補填備金 貯蓄銀行に於ける定期積立金の支拂準備金の謂であつて、其の實質は既經過期間の利子の未拂勘定に相當するものであるから、之を損金と爲すことが出来る

29、保險契約に基き被保險者に對して支拂ふ配當金及積立金、稅務當局の取扱例に依れば當該配當金は保險料の拂戻に相當するものなりとして之を損金に計算するを例とする

30、保險責任準備金及支拂備金、保險會社の計算法に照し右金額は何れも之を益金と爲さざる例である

31、相互保險會社の基金利息、基金釀出者に對して支拂ふ利息は恰も之れ一種の負債利子に相當するものであるから、之を損金と爲すの例である

32、信託會社の貸付信託に因る收入及支出、所得稅法第三條の二第四項の規定に依り當該收入及支出は信託會社の總益金及總損金より之を控除すべきものである

第六章 超過所得の計算

一 超過所得の意義及計算法——二 超過所得計算の基礎たる資本金額

一 超過所得の意義及計算法

超過所得とは、法人の普通所得が當該事業年度の資本金額に對し年百分の十の割合を以て算出したる金額を超過するときの其の超過額に相當する部分の所得を指稱するものであつて、所得稅課稅上の必要に於て斯の名稱を付したる一種特別の所得である(稅法第^九條)

會社に付て、所謂超過所得を算定課稅する理由は、即ち其の資本金額に對する普通一般的の程度を越ゆる優越利得に對する特別課稅を目的とするに由るものである而して凡そ會社に對する所得稅の課稅は、株主又は社員に對する源泉課稅を目的とする場合の外は、所謂超過所得の課稅を以て即ち會社の特別なる經濟力——

一般的には資本の結合——に調和する合理的且必要なる利得課稅と爲すべきものである、之れ超過所得の計算課稅を單り會社に付てのみ行ひ、其の個人に及ばざる所以である

超過所得は法人の普通所得が、當該事業年度の資本金額に對する年百分の十の割合の金額を超過するときの其の超過額に相當する金額を以て之を計算するものである、故に超過所得の計算に付ては、先以て法人の各事業年度の資本金額の算定を要する

註 法人の各事業年度の資本金額の計算法に付ては、本章の二を見よ

超過所得は、法人の普通所得に付て之を計算するものである、而して法人の普通所得は各事業年度毎に之を計算するものであるから、超過所得亦各事業年度毎に之を算定すべきものであることは更めて説く迄もない、而して又超過所得は法人の當該事業年度の資本金額の年百分の十の割合の金額を基準として、法人の各事業年度

の普通所得に付て之を計算するものであるから、事業年度の期間が一年に滿たるもの——例之六ヶ月を以て一事業年度と爲すものの如き——に付ては、當該事業年度分の超過所得に付ては

- 一、當該事業年度の普通所得の年額を算出して其の計算を行ふか
 - 二、當該事業年度の資本金額に對する年百分の十の割合に相當する金額の事業年度の月割額に依て其の計算を爲すか
- 二者何れかの算法を執る必要がある、之に關しては稅法は其の (二) の方法に依るべきことを指定しておる(施行規則第一條之二)

參照 所得稅法施行規則

第一條之二 法人ノ超過所得ノ算出ニ付其ノ資本金額ニ對スル年百分ノ十ノ割合ノ金額ハ當該事業年度ノ月數ヲ資本金額ニ乘シ之ヲ十二分シタル金額ニ百分ノ十ヲ乘シテ之ヲ計算ス
前項ノ月數ハ曆ニ從ヒ之ヲ計算シ一月ニ滿タサル端數ヲ生シタルトキハ之ヲ一月トス

前二項ノ規定ハ所得稅法第二十一條ノ規定ニ依ル超過所得ノ各級金額ノ算出ニ付之ヲ準用ス

計算例

(一) 凡例

- 1、當事業年度の普通所得 一一〇、〇〇〇圓
- 2、當事業年度の資本金額一、〇〇〇、〇〇〇圓に對し年百分の十の割合を以て算出したる金額 一〇〇、〇〇〇圓

此の場合に於ては、(1)の一一〇、〇〇〇圓より(2)の一〇〇、〇〇〇圓を差引たる殘額一〇、〇〇〇圓を以て即ち超過所得と爲すものである

(二) 事業年度の月數が一年に滿たさる——六ヶ月——場合の例

- 1、當事業年度の普通所得 六〇、〇〇〇圓
- 2、當事業年度の資本金額一、〇〇〇、〇〇〇圓に事業年度の月數を乘し之を十二分たる金額に對し年百分の十の割合を以て算出したる金額 五〇、〇〇〇圓

此の場合に於ては、(1)の六〇、〇〇〇圓より(2)の五〇、〇〇〇圓を差引たる殘額一〇、〇〇〇圓

を以て當該事業年度分の超過所得と爲すものである

二 超過所得算出の基礎たる資本金額

一、計算の通則

1、資本金額は法人の各事業年度毎に之を計算する、故に法人に依て事業年度の期間に差違あるも、右差違に拘らず總て其の各事業年度分の資本金額を計算すべきものである(税法第 六條)

2、法人の資本金額は、事業年度各月末現在の左の金額の月割平均額に依て之を計算する(税法第 六條)

イ、株式會社に在りては、拂込株式金額及積立金

ロ、株式合社に在りては、拂込株式金額、出資金額及積立金

ハ、合名會社又は合資會社に在りては、出資金額及積立金

ニ、相互保險會社に在ては、基金及積立金

註

一、各會社を通じ、資本金額に計算すべき積立金は、其の名稱種類の如何に拘らず、法人の各事業年度の所得の留保に相當するものは、總て之に屬せしべきものである、故に各種の積立金は勿論、準備金、繰越益金其他積立金の性質を有する資産金額は總て之を積立金として計算すべきものである

参照 所得税法(抄)

第六條 法人ノ各事業年度ノ資本金額ハ各月末ニ於ケル拂込株式金額、出資金額又ハ基金及積立金額ノ月割平均ヲ以テ之ヲ計算ス

前項計算ノ場合ニ於テ繰越缺損金アルトキハ其ノ各月末ニ於ケル金額ノ月割平均ヲ以テ之ヲ計算シ資本金額ヨリ控除ス

二、合名會社及合資會社に於て資本金額と爲すべき出資金額は、財産出資に限り之を計算し、信用又は勞務を目的とする評價出資額を加算すべからざるものである、而して出資金額は所謂公稱額に拘らず現實出資済の金額に依るべきものである

會社と株主社員所得稅

七八

三、相互保險會社に於ける基金は、保險業法の規定に依るものを謂ひ、其の金額は現實の醜出額に依るべきものである

参照 保險業法(抄)

第二十八條 相互會社ノ基金ハ十萬圓ヲ下ルコトヲ得ス

基金ノ支拂ハ金錢以外ノ財産を以テ之ヲ爲スコトヲ得ス

3、繰越缺損金の控除、法人の資本金額計算の場合に於て繰越缺損金あるときは當該事業年度の各月末に於ける金額の月割平均額を計算し、(1)及(2)記述の方法に依り計算したる資本金額より之を控除すべきものである(稅法第六條)

計算例

其の一 凡例

一月	拂込株金額 (又ハ出資 金額、基金)	積立金		小計	計	摘要
		法定積立金	任意積立金			
1,000,000	300,000	1,300,000	

計	十二月	十一月	十月	九月	八月	七月	六月	五月	四月	三月	二月
1,800,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,000,000	1,000,000
.....
.....
5,400,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	3,000,000	3,000,000
13,400,000	11,500,000	11,500,000	11,500,000	11,500,000	11,000,000	11,000,000	11,000,000	11,000,000	11,000,000	11,000,000	11,000,000
○月割平均額(即チ資本 金額)一,九五〇,〇〇〇 圓	○新株拂込金五〇〇,〇〇〇 ○圓増チ加フ										
	○合併増資五〇〇,〇〇〇 ○圓及合併ニ因ル増加 積立金二〇〇,〇〇〇,〇〇〇 圓チ加フ										

備考

事業年度毎ニ計算スベキモノトス、故ニ六ヶ月ヲ以テ一事業年度ト爲スモノニ付テハ六ヶ月ノ計算ヲ行ヒ之ヲ以テ同年度ノ資本金額ト爲スヘシ

其の二 繰越缺損金あるときの例

月割平均額	拂込株式金額 (出資金額又ハ基金)	積立金	計	繰越缺損金	摘要
一	1,000,000		1,000,000	300,000	
二	1,000,000		1,000,000	300,000	
三	1,000,000		1,000,000	300,000	
四	1,000,000		1,000,000	300,000	
五	700,000		700,000		資本金三〇〇,〇〇〇圓ヲ減少シ、缺損ヲ〇補ス
六	5,400,000		5,400,000	1,100,000	
計	5,400,000		5,400,000	1,100,000	
月割平均額	900,000		900,000	180,000	差引資本金額七〇〇,〇〇〇圓

備考

(1) 繰越缺損金ハ前期ヨリ當期へ繰越シタル損金ノ謂ナルヲ以テ當期損金ハ翌期ニ於ケル其ノ計算ニ加フベキモノナルモ當期ノ資本金額ノ計算ニ係リナシ

(2) 事業年度ノ中途ニ於テ寄附金其他特殊ノ資源ヲ以テ繰越缺損ヲ償却シタルトキハ其ノ償却アリタル月ヨリ其ノ金額ヲ減少セシムベシ、積立金ヲ以テ補填シタル場合ニ於テハ積立金缺損金各ニ付減額トナルヲ以テ差引増減ナキコトトナルノ理ナリ

(二) 外國法人ノ資本金額、所得稅法施行地に本店又は主たる事務を有せざる法人ノ超過所得は、稅法施行地に在る資産又は營業に付て計算したる各事業年度ノ普通所得(第五章の)に付之を計算すべきものである、從て當該法人ノ超過所得算出ノ基礎たる資本金額亦其ノ所得に對應する觀念のものたるを要する、即ち之に關する稅法の規定は左の如くである

1、原則として當該法人ノ總資産價額に對する稅法施行地に在る資産價額の割合

を總資本金額に乗じて算出したるものを以て外國法人の超過所得算出の基礎たる資本金額とする(施行規則第一項)

2、前項の方法に依るを不適當とする場合は、収入金又は所得の割合其他適當なる方法に依ることが出来る(同上)

右の場合に於ける總資本金額の計算は内地法人と同しく、税法第六條の規定の方法に依るべきものであつて、其の詳細は既に説明の如くである(本章)

(三) 不課税所得ある場合の資本金額の計算法、超過所得は法人の各事業年度の普通所得に付之を計算するものである、然るに法人の各事業年度の資本金額は其の一切の所得——即ち普通所得以外の不課税所得及免稅所得を含む——に對應するものであるから、不課税所得(免稅所得を含む)を有する法人の超過所得算出の基礎たる資本金額は、其の不課税所得の基本たる資本金額を總資本金額中より控除したるものに依るべきものである、而して此趣旨に依る資本金額の区分は、左の計算法に依る

べきものである

1、所得税を課すべき所得と其他の所得——即ち不課税所得及免稅所得——を有する法人の超過所得算出の基礎たる資本金額は、總資産價額に對する所得税を課すべき所得の基本たる資産價額の割合を、總資本金額に乗じて之を計算すべきものである(施行規則第三條)

2、前項に依るを不適當とする場合は、収入金又は所得の割合其他適當なる方法に依り之を計算することが出来る(同上)

算式

$$\text{總資本金額} \times \frac{\text{課税所得ノ基本タル資産價額}}{\text{總資産價額}} = \text{超過所得算出ノ基礎タル資本金額}$$

解説

一、總資産價額の算定法、總資産價額は、資本金額計算の例に準し、事業年度各月末に於ける會社の實在資産の價額を計算し其の月割平均額に依るべきものである、但し實在資産に

屬せざるもの。例之未拂込株金、信用又は勞務の出資評價額、繰越缺損金等は之を計算に加へざるを相當とし、又其の固有資産に屬せざること明白なるもの、例之借入有價證券の如きは、寧ろ之を其の計算より除外するを可とする

二、課税所得の基本たる資産價額の算定法、(一)の方法に依り算定したる總資産價額中

1、課税、不課税各其の所屬の明なるもの、例之、土地、建物、機械、器具、商品、原料品等の如きは、各其の所屬に従ひて之を區分し

2、有價證券、債權、預金、現金の如きは、事業の性質、取引關係其の他の狀情に依り適當に之を案分し

3、國債は之を除外すべきものである(次の三を見よ)

三、國債利子あるときの變則例、資本金額の區分は、資産價額の割合に依るを原則とするも法人の總所得中に國債利子を包含する場合に於ては

1、國債の利子と其の他の所得との割合を以て總資本金額を案分して、國債利子以外の所得に對應する資本金額を計算する、但し此の方法に依て算定したる資本金額が、資産價

額の割合に依り計算する場合の國債利子以外の所得に對する資本金額より少額なるときは、仍然資産價額の割合に依て計算したる資本金額を採用するを稅務當局の取扱例とする

2、前號に依て計算したる國債利子以外の所得に對する資本金額が、課税所得と國債利子以外の不課税所得との各所得の合算額に對應するものである場合に於ては、普通一般の

例(前述一及)に依て更に之を區分計算すべきものである

第七章 清算所得の計算

一 清算所得の意義及計算法——二 清算所得に關する諸問題

一 清算所得の意義及計算法

清算所得とは、會社解散の場合其の清算期間中に於ける利得を計算課税するの目的に於て税法上に之を定むるものであつて、即ち會社の清算上の利得に相當するものである、而して會社合併の場合に於ける被合併會社に付ては、敢て清算の手續を行ふことなきも、所得稅の課税に付ては、合併に因る資産價額の評價的變動に付て恰も彼の解散會社の清算利得と同一性質の利得を認め得るものであるから、此の場合に於ては即ち税法所定の方法に依て計算したる金額を清算所得と看做して課税するものである、

以上要說の如く所謂清算所得には、會社解散の場合に於けるものと會社合併の場

合の其の被合併會社に於けるものとの二種の別がある、以下各別に其の計算法を説述するであらう。

一、會社解散の場合に於ける清算所得は、清算の結果に於ける殘餘財産の價額が、解散當時の拂込株式金額又は出資金額を超過するときの其の超過額を以て之を計算するものである(税法第十一條第一項)

註 解散當時に於ける積立金及最後の事業年度の留保所得は、即ち清算所得の内容を成すものである、之れ舊法(大正十五年の改)上の清算所得と其の趣を異にする所である(詳細は第十卷參照)

二、會社合併の場合の其の被合併會社の清算所得は、被合併會社の株主又は社員が合併後存続する會社又は合併に因て設立する會社より合併に因て取得する株式の拂込濟金額又は出資金額及金錢の總額が、被合併會社の合併當時に於ける株式の拂込濟金額、出資金額、積立金及最後の事業年度に於ける留保所得の合計金額を超過するときの其の超過額を以て之を計算するものである(税法第二條第二項)

計算例

其の一 會社解散の場合に於ける清算所得の計算例

一、 殘餘財産の價額

一、三五〇、〇〇〇圓

二、 解散當時に於ける拂込株式金額(又は出資金額)

一、〇〇〇、〇〇〇圓

右の場合に於ては、(一)の金額より(二)の金額を差引たるもの即ち三五〇、〇〇〇圓を清算所得とする

其の二 會社合併の場合に於ける被合併會社の清算所得の計算例

一、 被合併會社の株主(又は社員)が合併に因り合併會社より取得したる株式の拂込濟金額

(又は出資金額 及 金銭の總額)

一、五〇〇、〇〇〇圓

二、 合併當時に於ける被合併會社の株式の拂込濟金額(又は出資金額) 積立金及最後の事業

年度の留保所得の合計金額

一、三五〇、〇〇〇圓

右の場合に於ては、(一)の金額より(二)の金額を差引きたるもの即ち一五〇、〇〇〇圓を清算所得とする

二 清算所得に關する諸問題

一、 殘餘財産の價格は、清算の結果に於ける確定額たるべきものである、而して若し其の換價せられざる財産あるときは、適當なる評價を以てするの外はない

二、 合名會社又は合資會社に於て、所謂任意清算を爲したる場合の殘餘財産の算定は、税法上に特別の規定なきも、課税の目的に於て其の處分を爲したる終末的總財産價額より一切の債務を控除したるものを以て税法所謂殘餘財産の價額と爲すを相當と信ずる

参照 商法(抄)

第八十五條 解散ノ場合ニ於ケル會社財産ノ處分方法ハ定款又ハ總社員ノ同意ヲ以テ之ヲ定ムルコトヲ得此場合ニ於テハ解散ノ日ヨリ二週間内ニ財産目錄及ヒ貸借對照表ヲ作ルコトヲ要ス

第七十八條第二項、第七十九條及第八十條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二百五條 合資會社ニハ本章に別段ノ定アル場合ヲ除ク外合名會社ニ關スル規定ヲ準用ス

三、殘餘財産を數回に分ちて處分し其の分配を爲すものに付ては、其の最終の分配額確定のときに於て、従前の各回の分配額を合計したるものを以て殘餘財産の價額と爲すべきものである

四、清算所得の計算に於ける殘餘財産の價額は、清算所得に對する所得稅を控除せざる其の總額に依て之を計算すべきものである

五、清算期間中に於ける不課稅所得——例之國債利子の如き——又は免稅所得の收入は、清算所得の計算に付ては之を除外することなく總て之を殘餘財産の價額に包含せしむべきものである

六、清算所得計算上に於ける拂込株式金額、出資金額、積立金の意義は、法人の超過所得算出の基礎たる資本金額の計算に付て説明せるものと同じの解釋に依るべきである(第六章の二を見よ)

七、會社解散後に於て拂込を爲したる株金又は出資金は、之を解散當時の拂込株式金額又は出資金額に加算すべきものである

參照 商法(抄)

第九十二條 會社ニ現存スル財産カ其債務ヲ完済スルニ不足ナルトキハ清算人ハ辨濟期ニ拘ハラス社員ヲシテ出資ヲ爲サシムルコトヲ得

第二百三十四條 第八十四條、第八十九條乃至第九十三條、第九十三條ノ二第二項、第九十五條、第九十七條、第九十九條、第五十七條乃至第六十條ノ二、第六十三條乃至第六十六條ノ舊、第六十四條第二項、第六十七條ノ二、第七十條、第七十一條、第七十六條乃至第七十九條、第八十一條、第八十三條乃至第八十七條、第九十一條乃至第九十三條及ヒ民法第七十九條、第八十條ノ規定ハ株式會社ノ清算ノ場合ニ之ヲ準用ス

八、被合併會社の株主又は社會が合併に因りて取得する金錢とは、解散手當其他の名義を以てする合併の代償的給付に相當するものを謂ひ

- 1、合併に因りて之を受くるものなること
- 2、被合併會社の株主又は社員が合併會社より受くるものなることの要件に適ふものでなければならぬ、故に株主又は社員に非ざる者例之使用人の受くるもの如きは。即ち之に該當せずと解すべきである

第八章 所得稅に關する申告並申請

- 一 所得の申告——二 第二種所得稅控除の申請——三 免稅所得に關する申請

一 所得の申告

所得稅の納稅義務ある法人(第二章參照)は、所得稅法の規定に従て其の所得を所轄稅務署に申告すべきものである、而して稅務署に於ては、右の申告に準據して所得金額の決定を爲すを通則とする(稅法第二十四條及第二十五條)

註 申告書式に關しては、特別の規定はない、即ち納稅者の適宜である

一、法人の各事業年度の所得の申告、當該事業年度の財産目録、貸借對照表、損益計算書並普通所得、超過所得及超過所得算出の基礎たる資本金額の明細書を添付して、其の所得——即ち普通所得及超過所得——を左の期限内に所轄稅務署に申告す

べきものである(稅法第二十四條規則第十六條)

- 1、普通の事業年度分の普通所得及超過所得に付ては、決算確定の日より十四日以内
- 2、合併に因て消滅したる法人の最後の事業年度分の普通所得及超過所得に付ては、合併の日より十四日以内、但し合併後存続する法人又は合併に因り設立したる法人に於て之を申告すべきものである
- 3、解散したる法人の最後の事業年度分の普通所得及超過所得は、清算着手の日より二十日以内

二、清算所得の申告

- 1、法人解散の場合に於けるものは、清算期間中の收支計算書を添へ殘餘財産確定し其の分配を爲す以前に、但し殘餘財産を數回に分ちて分配する場合に於ては、其の分配額確定の都度其の旨を申告すべきものである(施行規則第十七條)

- 2、法人合併の場合に於けるものは、合併に因て繼承したる資産の明細書及合併に關する書類——合併契約書其の他の合併關係書類——を添へ、合併後存続する法人又は合併に因て設立したる法人より其の被合併法人の清算所得を合併の日より十四日以内に(施行規則第十八條)

- 3、所得なきときの申告、法人の各事業年度の所得又は清算所得の申告に付ては、其の所得なきときと雖、前記(一)又は(二)に準する手續に依り「其の所得なき旨」の申告を要するものである(稅法第二十四條)

二 第二種所得稅額控除の申請

法人の各事業年度の第一種所得稅又は清算所得稅より控除せらるべき第二種所得稅額の控除の申請は、各事業年度分の所得又は清算所得の申告と同時に左記事項を記したる明細書を所轄稅務署に提出して之を爲すべきものである(施行規則第六條之二)

- 一、第二種の所得の種類別に、其の利子又は利益(貸付信託の利益)額

二、前號の區別に依り當該事業年度又は清算中に納付したる第二種の所得稅額及控除を受くべき稅額(第十章參照)

三 免稅所得に關する申請

所得稅法其の他の法律に依り所得稅を免除せらるべき所得(第四章參照)に付ては、所得稅法又は他の法律の定むる所に依る免稅の申請を必要とする、而して若し其の申請を爲さざる場合に於ては、假令之に相當する所得ある場合と雖當然的には免稅せられざるものである、即ち免稅の申請は當該所得に對する所得稅免除の要件的手續に屬する

一、所得稅法第十九條の規定に依る重要物産の製造業の所得(第四章參照)に付ては、第一種の所得の申告と同時に其の旨を所轄稅務署に申請するを要する、而して會社に於て當該免稅所得と其の以外の所得とを有する場合に於ては、當該免稅所得と其の他の所得とを區別したる計算書を添付すべきものである(施行規則第十五條)

二、朝鮮、臺灣、關東州又は樺太に於て所得稅を免除する各當該地の製造業より生ずる所得(第四章參照)に付ては、其の製造業の營業場所所在地を管轄する各當該地の稅務官署に於て其の地の法令に依り所得稅を免除すべき製造業に相當すと認むる旨の證明書を得て之を添付し、前記(一)の例に依る申請を爲すべきものである

三、製鐵業獎勵法に依る製鐵業の所得(第四章參照)に付ても、亦前記(一)の例に依る申請を爲すべきものである

註 免稅申請書の書式に付ては格別の規定はない、即ち納稅者の適宜である

第九章 所得の調査決定手續

- 一 所得の調査——二 所得金額の決定——三 稅務署長の決定
に對する異議の申立

一 所得の調査

會社の所得は、稅務署に於て之を調査決定するものである、而して其の方法は

一、會社より提出せる所得の申告及關係書類に付書面上の審理を爲し、不審の點に付ては質問照會を遂げ、斯くて其の所得金額を決定する

二、會社に於て於て所得の申告を爲さざるとき又は稅務署長に於て會社の申告を不相當と認むるときは、稅務署に於て適當なる方法に依り其の所得を調査の上之を決定する

註 稅務署長が會社に對し其の所得に關する質問を爲すことは、所得稅法第五十七條の規定に之

を認むる所であるから、書面又は口頭其の何れの方法に依て之を爲すも固より自由なる所であるが、會社の簿書又は物件の検査に付ては、所得稅法上に之を認むるの規定なきが故に、稅務署長又は其の代理官に於て之を強行する權能はない、但し會社に於て説明の便宜上其他の意味に於て、任意の呈示ありたる場合は別問題である

前述の如く所得稅の關係に於ては簿書物件の強行的検査規定なきも、營業收益稅の調査に付ては、營業收益稅法第二十五條の規定に依て收稅官吏は營業に關する帳簿物件の検査を爲すことが出来るものである

二 所得金額の決定

會社の所得は、前叙一、に記述の如き方法に依て行はるゝものであるが、稅務署長に於て其の所得金額を決定したるときは、其の會社の申告に依りたるものなること否とを問はず、其の所得金額を會社に通知すべきものである(稅法第五九條施行規則第三七條)

註 同族會社の所得に付ては、所得稅法第二十一條の二又は第七十三條の二の規定に依て、稅務

署長は會社の計算の如何に拘らす其の認むる所に依て所得を計算し又は普通所得に對する加算税の賦課を爲すことが出来るものである、詳細は第十一章を参照のこと

三 稅務署長の決定に對する異議の申立

一、審査の請求、稅務署長の決定に係る所得金額に付會社に於て異議ある場合は、其の決定を受けたる日——即ち到着の日——より二十日以内——到着の日を加算す——に不服の事由を記し、證憑書類——決定通知書、其他不服の事由を説明するに足るもの——を添へて、其の決定を爲したる稅務署を経由して管轄稅務監督局長に審査の請求を爲すことが出来る(稅法第六十條規則第三九條)
納稅者は右の審査の請求を爲した場合に於ても、當該所得に對する所得税は、一應は稅務署長の決定額に依て納入すべきものであつて、爲に税金の徴收を猶豫せらるゝことなきものである

註 審査請求書に付ては、別段に書式の定はない、故に納稅者は適宜の様式に依て審査を請求

する旨の記述を爲せば足るものである

納稅者より前記審査の請求ありたるときは、所得審査委員會の決議に依り稅務監督局長に於て之を決定する、但し所得審査委員會の決議を不當と認むるときは七日以内の期間を定めて之を其の再調査に付し仍其の決議を不當と認むるとき又は再調査期間中に調査結了せざる場合に於ては、稅務監督局長に於て單獨的之を決定する(稅法第五十二條及第六十一條)

所得審査委員會は、審査の請求を爲したる者に對して、其の所得に關する事項を質問することが出来る(稅法第六一條)

稅務監督局長に於て審査に依る所得金額を決定したるときは、其の所得審査委員會の決議に依ると否とを問はず、之を納稅義務者——即ち審査の請求を爲したる者——に通知すべきものである(施行規則第五九條)

参照

所得税法(抄)

第六十二條 各稅務監督局所轄内ニ所得審査委員會ヲ置ク

所得審査委員會ハ左ノ審査委員ヲ以テ之ヲ組織ス

一 收稅官吏中ヨリ大藏大臣ノ命シタル者三人

二 稅務監督局所轄内各府縣又ハ北海道ニ於テ調査委員ノ互選シタル者府縣ニ在リテハ各一人北海道ニ在リテハ四人

所得審査委員會、審査委員及其ノ補闕員ニ關スル事項ハ本法ニ定ムルモノヲ除クノ外命令ヲ以テ之ヲ定ム

關係規定 所得税法施行規則第四十條乃至第五十九條

二、訴願又は行政訴訟、審査の請求に對する稅務監督局長の決定に付て、納稅者仍不服ある場合は、其の決定に對して直に訴願又は行政訴訟を起すことが出来る(稅法第條)而して此の場合の出訴は、所得税法の特別規定に依るものであるから、訴願法又は行政裁判法の規定に依る其の一般的の出訴(註)の例外を爲すものである

但し其の例外たるや、單に其の出訴を爲し得ることに止まるものであるから、出訴手續其の他のことは總て訴願法又は行政裁判法の定むる所に依るべきものである、而して又所得税法の規定に依る訴願又は行政訴訟の提起は、審査の決定に對するものであるべきであるから、即ち審査の經過を以て其の要件とする

註 所得税法第六十六條に依る訴願又は行政訴訟の提起は、單に其の所得金額の決定に係るものである點に於て、訴願法又は行政裁判法の規定に依る其の一般的のもの—即ち税金の徵收を意味する狭義の租税の賦課—の例外を爲すものである、而して納稅者に於て所得金額の決定に對する審査の請求を爲すことなく、所得税の賦課を受けたる場合に於て、其の賦課に對する訴願又は行政訴訟の提起を爲すの途を擇ふことは固より納稅者の自由に屬するものであつて、敢て法律の禁ずる所でない

參照

稅務署長ノ通知シタル所得金額ノ決定ニ對シ異議アルモ審査ノ決定ヲ經ルニ非サレハ行政訴訟を提起スルコトヲ得ス(大正七年第九十四號行政裁判所判決)

第十章 稅率と稅額

- 一 普通所得に對する稅率と稅額——二 超過所得に對する稅率と稅額
- 三 清算所得に對する稅率と稅額——四 第二種所得稅額の控除

一 普通所得に對する稅率と稅額

法人の各事業年度の普通所得に對する所得稅の稅率は

- 一、内國法人、即ち所得稅法施行地に本店又は主たる事務所を有する法人に付ては
百分の五
- 二、外國法人、即ち所得稅法施行地に本店又は主たる事務所を有せざる法人に付ては
百分の十

の定である、而して右の稅率は、會社の種類如何を問はず又其の事業年度の期間の長短、資本金額若は所得金額の多少に拘らず、總ての會社に付て同一なるものであ

る(稅法第二十一條)

註 法人の各事業年度に於て納付せる第二種の所得稅額の控除に付ては、本章の四の説明を見よ
同族會社の留保所得に對する加算稅に付ては、第十一章を見よ

二 超過所得に對する稅率と稅額

法人の各事業年度の超過所得に對しては、超過所得金額を左の各級に區分して遞次に各稅率を適用して其の稅額を算出するものである(稅法第二十一條)

普通所得金額中資本金額に對し年百分の十の割合を以て算出したる金額を越ゆる金額	百分の四
同	百分の十
同	百分の二十
同	百分の三十

計算例

一、當事業年度の普通所得金額 三五〇、〇〇〇圓

二、同 資本金額 一、〇〇〇、〇〇〇圓

右の場合に於ては、同年度の超過所得は二五〇、〇〇〇圓である、而して其の税額は

- 一、普通所得金額三五〇、〇〇〇圓中資本金額に對し年百分の十の割合を以て算出したる金額即ち一〇〇、〇〇〇圓を超え、同百分の二十の割合を以て算出したる金額即ち二〇〇、〇〇〇圓以内の金額、一〇〇、〇〇〇圓に對しては、百分の四……此税額 四、〇〇〇圓
- 二、普通所得金額三五〇、〇〇〇圓中資本金額に對し年百分の二十の割合を以て算出したる金額即ち二〇〇、〇〇〇圓を超え、同百分の三十の割合を以て算出したる金額即ち 三、〇〇〇圓〇圓以内の金額、一〇〇、〇〇〇圓に對しては、百分の十……此税額 一〇、〇〇〇圓
- 三、普通所得金額三五〇、〇〇〇圓中資本金額に對し年百分の三十の割合を以て算出したる金額即ち三〇〇、〇〇〇圓を超える金額、五〇、〇〇〇圓に對しては、

百分の二十、此税額 一〇、〇〇〇圓

税額通計(即ち超過所得二五〇、〇〇〇圓に對する) 二四、〇〇〇圓

右は税法規定の正面解釋的適用の例であるが、若し其の便法を求むるに於ては、超過所得金額に付て直に其の税額を計算する左の例に依ることが出来る

- 一、超過所得金額二五〇、〇〇〇圓中資本金額の百分の十の割合以内の金額即ち一〇〇、〇〇〇圓に付ては、
百分の四の税率……此税額 四、〇〇〇圓
- 二、同 百分の十の割合を超え、百分の二十の割合以内の金額即ち一〇〇、〇〇〇圓に付ては、
百分の十の税率……此税額 一〇、〇〇〇圓
- 三、同 百分の二十の割合を超える金額即ち五〇、〇〇〇圓に付ては、
百分の二十の税率……此税額 一〇、〇〇〇圓

税額合計 二四、〇〇〇圓

註 超過所得に對する税額計算上當該事業年度の期間が一年に満たざる場合の資本金額に對する年割合金額の計算は、超過所得算出の場合に於て資本金額に對する年百分の十の割合の金額計算の例に依り、資本金額を當該事業年度の月數を以て月割計算したるものに依るべきものである(施行規則第二條第六章參照)

三、清算所得に對する税率と税額

清算所得に對する税率は、清算所得金額を左の如くに區分し、各別に税率を適用

して算出したる金額の合計額を以て、清算所得總額に對する税額とする(税法第二十一條)

一、積立金又は所得税法其の他の法律に依り所得税を課せられざる所得より成る金額
百分の五

二、其の他の金額
百分の十

即ち清算所得中(一)積立金(二)不課税所得、より成る金額に付ては、百分の五の税率、其の他の金額に付ては百分の十の税率を各別に適用して其の税額を算出するものである

計算例

清算所得

一〇〇,〇〇〇圓

内

一、積立金又は所得税法其の他の法律に依り所得税を課せられざる所得

六〇,〇〇〇圓

二、其の他の金額

四〇,〇〇〇圓

なるときは

$$60,000 \text{圓} \times \frac{5}{100} + 40,000 \text{圓} \times \frac{10}{100} = 7,000 \text{圓}$$

即ち七、〇〇〇圓を以て、清算所得一〇〇,〇〇〇圓に對する税額とする、

解説

一、積立金又は所得税法其の他の法律に依り所得税を課せられざる所得を包含すと爲す清算所得は、會社解散の場合に於けるものに之を限るものであつて、會社の合併に因る被合併會社の清算所得に付ては、性質上此等所得を包含することあり得ざるものである(第七章参照)

二、前項積立金は會社解散當時の積立金(最後の事業年度に於て留保したる金額を含む)を以て之を計算し、所得税法其の他の法律に依り所得税を課せられざる所得は、清算期間中に收入せる所謂不課税及免稅所得(第四章参照)に相當する金額の合計額に依るべきものである、而して此等所得の計算は法人の各事業年度の普通所得算出の例に倣ひ、清算期間中に於ける當該所得に關する總益金(收入)より總損金(支出)を控除したる金額に依るべきものである

(施行規則第四條)

三、清算所得中百分の五の稅率を適用する金額即ち(一)積立金、(二)所謂不課稅所得、は既往に於て第一種所得稅を課せられたるもの——即ち積立金——又は所得稅を課すべからざるもの(免稅を含む)に相當するを以て、清算所得として課稅するに當ては、其の所得を受くる各個人に對する源泉課稅の意義に於ける——即ち稅率百分の五を以てする——課稅に之を止め、其の他の金額に付ては

(一) 會社の各事業年度の普通所得に對する所得稅との權衡を期する爲の——即ち稅率百分の五を以てする——課稅と

(二) 其の所得を受くる各個人に對する源泉課稅の目的に於ける——即ち稅率百分の五を以てする——課稅

とを併合するの意味に於て百分の十の稅率に依る課稅を爲すものと解することが出来る

四 第二種所得稅額の控除

法人の各事業年度又は清算期間中に於て納付したる第二種所得稅は、當該事業年度の第一種所得稅(普通所得及超過所得に對する稅額の合計額)又は法人の清算所得に對する所得稅より之を

控除したる其の殘額を以て現實の課稅額と爲すものである(稅法第二十一條)蓋し此の規定は第二種所得稅を課したる所得——例之公債社債又は銀行預金の利子等——は法人の各事業年度の所得——普通所得及超過所得——又は清算所得の内容を爲すものなるを以て、此等所得に對する第一種所得稅の全部又は一部は、源泉課稅の方式に依り收入の際に課せられたる第二種所得稅と重複することゝ爲る、即ち其の重複課稅を救濟するの趣旨に依て此の規定を設けたものである、而して右規定の適用は、左の手續に依て行はるゝものである

一、第一種所得稅より控除すべき第二種所得稅額の算定

1、其の公債又は社債の利子に對するものは、當該事業年度又は清算期間中に於て其の公債又は社債を所有したる期間の利子に對するものに限る、而して右に相當する第二種所得稅額は、當該事業年度又は清算期間中に納付したる第二種所得稅額を、其の公債又は社債を所有したる期間の利子額と所有せざりし期間

の利子額との割合に依て案分して之を計算するものである(施行規則第六條)

計算例

一、當事業年度に於て納付したる公債の一年分利子二二、〇〇〇圓に對する第二種所得稅額

四八〇圓

二、其の公債を所有したる期間(當事業年度中の三ヶ月間)の利子額

三、〇〇〇圓

三、其の公債を所有せざりし期間—即ち九ヶ月間—の利子額

九、〇〇〇圓

なるときは、當事業年度の第一種所得稅額より控除せらるべき其の公債の利子に對する第二種所得稅額は $480円 \times \frac{3,000円}{12,000円} = 120$ 即ち百二十圓である

2、銀行預金の利子又は貸付信託の利益に對するものは、當該事業年度又は清算

期間中に於て納付したる其の全額

二、第一種所得稅額より控除すべき第二種所得稅額は、會社の各事業年度の所得の

計算上之を損金としない、清算所得の計算に付ても亦之に準すべきものである

(税法第二十條第三項)

右の規定は、若し斯の如く爲さざるに於ては、控除すべき第二種所得稅額に相當する金額に對する第一種所得稅が第一種所得の計算上必然的に不當免除と爲るからである

計算例

當事業年度の總益金

一〇、〇〇〇圓

同 總損金(控除すべき第二種所得稅を含む)

八、〇〇〇圓

なるとき、而して控除すべき第二種所得稅二〇〇圓なりとせば、之を損金に算入せざるもの即ち $8,000円 - 200円 = 7,800円$ を以て總損金と爲すものである

(三) 控除に關する申請、會社の第一種所得稅額より第二種の所得稅額を控除することは、納稅義務者即ち會社の申請に依て行はるゝものである、故に其の申請を爲さざるときは控除なきに終るものである

右の申請は、各事業年度分の所得又は清算所得の申告(第八章参照)と同時に、(一)第

二種の所得の種類別に其の利子又は利益 (二) 納付したる税額 (三) 控除を受くべき税額に關する明細書(書式)を税務署に提出して之を爲すべきものである(施行規程第六條ノ二)

第十一章 同族會社に對する特別課税法

- 一 同施會社の意義——二 同族會社に對する加算税の賦課——
- 三 同族會社及其の株主又は社員等に對する所得の認定課税——
- 四 加算税又は認定に依る所得金額の決定と之に對する異議

一 同族會社の意義

所得税法に於て同族會社と稱するは、會社の株式金額又は出資金額の二分の一以上が

- 一、當該會社の株主又は社員——出資社員の謂——の一人の領有に係るもの
- 二、當該會社の株主又は社員——出資社員の謂——の一人と其の親族又は使用人等特殊の關係ある者の領有に係るもの

即ち右の何れかに該當する法人を謂ふものである、故に其の適合要件は、一に會

社の資本と其の出資者の資本領有關係に在るものであつて、會社の種類——即ち株式會社と合名會社の別等——又は事業の目的若は資本金の多寡等に關することなきものである（税法第二十條の二）

二 同族會社に對する加算税の賦課

同族會社に於て

- 一、事業年度の普通所得中積立金其他の名義を以て社内へ留保したる金額が、其の事業年度の普通所得の十分の三に相當する金額を超過するとき、例之當該事業年度の普通所得金額一〇〇、〇〇〇圓なるとき、普通所得中より留保したる金額三〇、〇〇〇圓を超過るが如き場合
- 二、事業年度末に於ける積立金及其の事業年度の普通所得中留保したる金額の合計が、其の事業年度末に於ける拂込株式金額又は出資金額の二分の一に相當する金額を超過るとき、例之期末現在の積立金及其の期の普通所得中留保したる金額

合計額五五〇、〇〇〇圓にして、其の期末の拂込株式金額又は出資金額一、〇〇〇、〇〇〇圓なる場合の如き、但し事業年度末に於ける積立金及其の事業年度の普通所得中留保したる金額の合計が、其の事業年度末に於ける拂込株式金額又は出資金額の二分の一を超過する場合は、其の超過額を控除したるものを以て加算税の目的たる超過金額と爲すものである

計算例

- 一、事業年度末に於ける積立金 五五〇、〇〇〇圓
- 二、其の事業年度の普通所得中留保したる金額 五〇、〇〇〇圓
- 三、其の事業年度末に於ける拂込株式金額——又は出資金額——の二分の一 五〇〇、〇〇〇圓

なるときは、一及二の合計金額が、拂込株式金額の二分の一を超過する金額即ち一〇〇、〇〇〇圓より、一の金額が拂込株式金額の二分の一を超過する金額即ち五〇、〇〇〇圓を控除したる残の五〇、〇〇〇圓を以て加算税の目的たる超過金額と爲すものである

右の例の其の何れかに該當するときは、税務署は當該事業年度の普通所得又は積立金（其の期の留保所得を含む）に付て生ずる其の超過金額——各號共に該當の場合は何れか其の多額なる一方——に對して、後記の例に依り算出したる税率を適用して其の税額を計算し、之を當該事業年度の普通所得に對する所得税——即ち百分の五の税率に依り算出する一般的課税額——に加算して賦課することが出来るものである

一、先づ當該事業年度の普通所得の年分額を算定する

註 普通所得の年額は、普通所得を十二倍したるものを當該事業年度の月數を以て除したるものに依て之を計算する（施行規則第五條）

二、前號に依て算定したる普通所得の年分額に左の區別の率を乗ずる

- 1、普通所得の年分額中の五萬圓以下の金額 百分の十
- 2、同 五萬圓を超ふ 百分の十五
- 2、同 十萬圓以下の 百分の十五
- 2、同 十萬圓を超ふ 百分の二十
- 2、同 五十萬圓以下の 百分の二十

- 4、同 五十萬圓を超ふ 百分の二十五
- 4、同 百萬圓以下の 百分の二十五
- 5、同 百萬圓を超ゆる金額 百分の三十
- 三、前號に依り算出したる金額の合計額の普通所得額に對する割合を以て所要の税率とする

計算例

- 一、加算税賦課の目的たる超過額 三五〇、〇〇〇圓
- 二、右超過額に適用すべき税率 百分の一〇、三五

算定の内容

- 1、當該事業年度（六ヶ月）の普通所得 一、〇〇〇、〇〇〇圓
- 2、同上年分額 二、〇〇〇、〇〇〇圓
- 3、右の年分額に税法所定の率を適用して算出したる金額、即ち
 - イ、一、〇〇〇、〇〇〇圓中の五萬圓以下 百分の十 此金額 五、〇〇〇圓
 - ロ、同 五萬圓を超ふ 百分の十五 同 七、五〇〇圓
 - 同 十萬圓以下の 百分の十五 同 七、五〇〇圓

會社と株主社員の所得税

110

ハ、同	十萬圓を超え五十萬圓以下の	百分の二十	此金額	八〇、〇〇〇圓
ニ、同	五十萬圓を超え百萬圓以下の	百分の二十五	同	一二五、〇〇〇圓
ホ、同	百萬圓を超える	百分の三十	同	三〇〇、〇〇〇圓
合計				五一七、五〇〇圓

4、前號金額五一七、五〇〇圓に對する普通所得年額二、〇〇〇、〇〇〇圓の割合即ち百分の一〇・三五を以て所要の税率とする

三、加算税額

三六、二二五圓

註 右の計算例に於ける加算税三六、二二五圓は、同年度の普通所得一、〇〇〇、〇〇〇圓に對する普通所得税及超過所得税以外に之を課するものである

三 同族會社及其の株主又は社員等に對する所得の認定課税

同族會社の行爲又は計算——各事業年度の損益計算其の他の會社會計——にして會社自體の所得又は其の株主若は社員——出資社員——或は其の親族、使用人等特殊の關係ある者の所得に對する所得税逋脱の目的に出づるものと認めらるゝ場合に於ては、

會社の行爲又は計算の如何に拘ることなく、稅務署長は其の認定を以て同族會社の第一種所得又は其の株主、社員等の個人所得を適當に計算して課税することが出来るものである(稅法第七十條の二)

右の規定は同族會社又は其の組織分子たる株主若は社員並特殊關係者の所得税の逋脱を防止するの目的に出づるものであることは極めて明なる所である、故に此の規定の適用に付ては

- 一、會社自體又は其の株主、社員若は其の親族使用人等特殊の關係ある者の所得税の逋脱を目的とすと認めらるゝ會社の行爲又は計算の事實を要件とし
- 二、之に因る稅務署長の認定課税は、同族會社及同族會社の株主、社員又は其の親族、使用人其の他特殊の關係ある者を以て其の範域とす

前記(一)に付ては、果して其の如何なる行爲又は計算を以て、所得税逋脱の目的あるものと爲すか、蓋し其の認識は各個實在の事件に付て適當に之を判定するの外な

きものであるが、例之

(一) 所謂過大資本——財産出資の場合に於て過大なる評價を以て資本金額を多額と爲すの類——は、之に依て法人の超過所得の計算課税を回避するに適するを以て、斯の如きは即ち其の類例たり得べく

二、同族會社と其の株主又は社員等の間に於ける物件の假裝賣買又は金錢、物件の貸借等にして會社又は株主若は社員所得税の遁脱を目的とすと認めらるゝものゝ如き、之亦其の類例たり得べく

此他種々の事例を存するであろう、而して右の行爲又は計算に付て、所得税遁脱の目的ありと税務署長に於て認むるときは、即ち其の行爲又は計算に拘らず、税務署長は事件の性質に従ひ、其の認むる所に依て

一、同族會社の第一種所得又は同族會社の株主若は社員等の第三種所得或は其の何れをも算定課税することが出来る

二、前號の場合に於ける第一種所得又は第三種所得の計算並課税は、税法規定の一般則に依るべきものである

註 舊所得税法——大正十五年の改正以前のもの——に於ける同族會社の所得の認定課税は、所得審査委員會の決議を要件としたものであるが、新税法に於ては税務署長に於て直に之を行ふを得るものとした

四 加算税又は認定に依る所得金額の決定と之に對する異議

一、加算税に關する通知、税務署長に於て、同族會社の所得に付税額を加算したるときは、其の旨を當該納税義務者に通知すべきものである(税法第五九條及規則第三七條)
右の通知は手續上所得金額の通知と同時に進行はるゝであらうが、處分の性質を異にするものであるから、通知其のものは各別に行はれなければならぬ

二、認定に依る所得金額の決定通知、同族會社の第一種所得又は其の株主若は社員等の第三種所得を、税務署長に於て、所得税法第七十三條の二の規定に依る認定

計算を爲したる場合に於ても、所得金額の決定は普通一般の例に依るものであるから所得金額の決定通知に付ても亦何等特別の手續を執ることなく、普通の例に依る所得金額の通知に含めて之を爲すものである(税法第五九條及規則第三七條)

三、税務署長の決定に對する異議の申立

1、加算税の決定に對する異議、税務署長が所得税法第二十一條の二の規定に依り同族會社の第一種所得に付て加算税額を決定したる場合に於て、其の決定に付て異議あるときは、納税義務者は其の通知を受けたる日より二十日以内に其の決定に對する審査の請求を爲すことが出来る(税法第六十條)

右の審査請求は、加算税額の決定に對するものとして之を爲すことを得るものであるから、所得金額の決定と全く別個單獨に之を爲すことが出来る、但し審査請求の手續に付ては、所得金額の決定に對するものと總て同一の例に依るべきである(第九章參照)

前記の審査請求に對する税務監督局長の決定に付納税義務者に於て不服あるときは、其の決定に對して直に訴願又は行政訴訟を提起することが出来る(第六條)

2、認定計算に係る所得金額の決定に對する異議、税務署長が所得税法第七十三條の二に依り同族會社又は其の株主若は社員の所得の認定計算を爲す場合に於ても、所得金額の決定は總て普通の例に依るものであるから、納税義務者に對しては何等特別の區別的處分を與へない、從て納税義務者——同族會社又は其の株主若は社員等——に於て税務署長の決定したる所得金額が、認定計算に依るの故を以て異議ある場合に於ては、——之を事由とするは固より妨なし——要するに所得金額の決定に對する普通一般の例に依る異議の申立手續に依るべきものである(第九章參照)

第十二章 税金の徴收

一 納期——二 合併後存続する法人又は合併に因り新設したる

法人の被合併法人の納稅義務の繼承——三 徴收手續

一 納期

法人の所得稅は、各事業年度に於て調査決定する所得、即ち法人の普通所得又は法人の超過所得——同族會社に於ける普通所得の加算稅を含む——に對するものは、事業年度毎に之を徴收し、清算所得に對するものは、清算又は合併の際に之を徴收するものである（（税法第
六七條））而して凡そ會社の各事業年度の所得は、當該事業年度の終了後に於て、始めて其の所得金額の算定あるの理なれば、之に對する所得稅も亦當然翌事業年度以降に於て賦課せらるゝことゝ爲る、故に其の納期は會社の事業年度の如何に依り夫々異なると同時に、所得金額の調査決定の關係上遲速每ならざるものであ

る。而して又法人の清算所得に對する所得稅の納期は、法人解散の場合に於けるものと、其の合併に因るものとに依て、全く其の趣を異にする

一、解散の場合、解散に因る法人の清算所得は、殘餘財産確定し其の分配を爲す以前に於て之を納付すべきものである、此の場合に於て清算所得に對する所得稅を納付せずして殘餘財産を分配したるときは、清算人に於て——二人以上なるときは連帶して——納稅の義務を負はなければならぬ（（税法第
六九條））

二、合併の場合、合併に因る被合併會社の清算所得は、事實上合併後に於て始めて其の計算を爲すを得るものであるから、之に對する所得稅の納期も亦自然合併の後日と爲る譯である

註 被合併會社の所得に對する所得稅に付ては合併法人に於て其の納稅義務を繼承するものである、詳細は次の二を見よ

二 合併後存続する法人又は合併に因り新設した法人の被合併法人の所得稅に關する納稅義務の繼承

合併後存續する法人又は合併に因りて新設したる法人は、合併に因て消滅したる法人即ち被合併法人の所得——所得金額の決定を受けたると否とを問はず又其の所得の種類及所屬年度に拘らず——に對する所得稅を納むる義務を有するものである（稅法十二條）即ち合併法人は、所謂吸收合併と新設合併との別なく、被合併法人の従前の所得に對する所得稅の納稅義務を包括的に繼承する、但し此の規定は所得稅に付てのみ其の適用を存するものであるから、所得稅以外の國稅又は所得稅附加稅には効力なきものと解すべきである

合併以前に於て納稅の告知を受け而かも未納なる被合併會社の所得稅も亦前記規定の適用を受くるものと解すべきである、蓋し當該所得稅も亦稅法規定の「被合併法人の所得に對する所得稅」に相當するからである

三 徵稅手續

會社の所得稅は、納稅義務者に付て直接に之を徵收する、故に彼の第三種所得稅

の市町村に於て其の稅金の徵稅を爲すと全く趣を異にする、即ち會社は稅務署の納稅告知書に指定せる期限内に指定の場所——日本銀行の本店支店又は代理店——に稅金を納入するを其の一般手續と爲すものである

第十三章 所得稅附加稅

- 一 附加稅の意義——二 附加稅の基準たる第一種所得稅額——
- 三 附加稅の課率——四 附加稅の徵收

一 附加稅の意義

附加稅とは、府縣又は市町村に於て、國稅額を基準として一定の率に依り其の稅額を算定し、國稅に附加して之を賦課する地方稅の一種を謂ふものである

所得稅附加稅は法人と個人を分たす、所得稅額を基準として其の稅額を算定賦課するものである、但し所得稅附加稅に付ては

- 一、第二種所得稅に付ては附加稅を課するを得ない(地方稅制限法第三條)
- 二、所得稅附加稅は、府縣に於てのみ之を課することを得るものであつて、市町村に於ては之を課せざるを原則とする、但し左の場合に於ては例外的の賦課を認め

られてゐる

- 1、市町村に於て府縣費の全部又は一部の分賦を受けたる場合(地方稅制限法第三條參照)
- 2、戶數割を賦課し難き市町村に於て内務大藏兩大臣の許可を受けたる場合但し其の賦課率は所得稅の百分の七を超ゆることを得ない(同上)
- 3、府縣に於て罹災救助基金貯蓄の爲めにする場合に於ては、普通法たる地方稅制限法に依る課稅と別途に千分の十三以内の率に依る所得稅附加稅を課することが出来る

參照 罹災救助基金法(明治三十二年三月法律第七十七號)抄

第一條 府縣ハ罹災救助基金ヲ貯蓄スベシ

第三條 府縣ニ於テ貯蓄スヘキ罹災救助基金ノ最少額ハ五十萬圓トス

第四條 府縣ハ罹災救助基金貯蓄ノ爲地租、所得稅(第二種ノ所得ニ對スル所得稅ヲ除ク)及營業稅ノ附加稅ヲ徵收スル場合ニ於テハ明治四十一年法律第三十七號ノ制限ノ外千分ノ

十三以内ノ附加稅ヲ課スルコトヲ得但シ前條ノ制限ニ達シタル府縣ハ此ノ限ニ在ラス

二 附加稅の基準たる第一種所得稅額

附加稅の基準たる第一種所得稅額は、各事業年度の所得——普通所得及超過所得——に對する所得稅又は清算所得に對する所得稅の現實賦課額に依るべきものであるが、所得稅法第二十一條第二項の規定に依り第二種所得稅を控除したる場合は、其の控除を爲さざるものを以て附加稅賦課の基準たる第一種の所得稅額と爲すものである(第十章 參照)

三 附加稅の課率

附加稅の課率は、原則として各地方公共團體に於て適宜之を定むることを得るものである、故に財政逼迫の地方に於ては他より高率なるべく又年に依り其の率に異動あり得べきものである、然しながら凡そ附加稅の賦課に關しては地方稅制限法の一般的制限に拘束せらるゝものであるから、即ち其の制限以内に於て前述の如く各

地適宜の賦課の自由を有するに過ぎない

所得稅附加稅の賦課率に關して地方稅制限法の定むる所は左の如くである

一、普通の課率——制限内課稅

1、北海道及府縣に於ける所得稅附加稅の課率は所得稅百分の二十四以内たるべきこと

2、府縣費の全部の分賦を受けたる市は、其の分賦金額以内に限り1、の制限に達する迄所得稅附加稅を課することが出来る

3、府縣費の一部の分賦を受けたる市町村は、其の分賦金額以内に限り而して府縣の賦課額と市町村の賦課額との合計額が1、の制限を超過せざる範圍に於て所得稅附加稅を課することが出来る

4、戸數割を賦課し難き市町村に於て内務大藏兩大臣の許可を受けたるときは、戸數割に代はる課稅として百分の七以内の課率に依る所得稅附加稅を課するこ

とが出来る

二、特別の課率——制限外課稅

1、第一次の課稅、特別の必要ある場合に於ては、府縣市町村は内務大藏兩大臣の許可を受け、(一)の制限を超過し、(二)の課率の百分の十二以内の増加率に依て所得稅附加稅を賦課することが出来る

註 府縣に付て謂へば、其の普通課率百分の二十四に其の百分の十二即ち基本率に換算するときは百分の二・八八を増加せる課率——百分の二六・八八——に依る課稅を爲し得るの例である

2、左の場合に於ては、特に内務大藏兩大臣の許可を受け1、の制限を超過して必要の程度——別に其の率を制限せず——に於ける所得稅附加稅を課することが出来る

一、内務大藏兩大臣の許可を受けて起したる負債の元利償還の爲費用を要する

とき

二、非常の災害に因り復舊工事の爲費用を要するとき

三、水利の爲費用を要するとき

四、傳染病豫防の爲費用を要するとき

註

一、我國現今の地方財政は、各地一般に困窮の狀に在るを以て、所得稅、地租、營業稅等の國稅附加稅に付ては大多數の府縣市町村が、前記(一)の特別課率に依る賦課即ち制限外課稅を行へるの現狀である

二、地方稅制限法に依る一般的課稅以外の罹災救助基金法に依る所得稅附加稅に付ては(一)ノ3を見よ

參照 地方稅制限法(明治四十一年三月法律第三十七號)抄

第三條 北海道、府縣ハ所得稅百分ノ二十四以内ノ所得稅附加稅ヲ課スルノ外所得稅ヲ納ムル者ノ所得ニ對シ課稅スルコトヲ得ス

北海道府縣以外ノ公共團體ハ府縣費ノ全部又ハ一部ノ分賦ヲ受ケタル場合ヲ除クノ外所得稅ヲ納ムル者ノ所得ニ對シ課稅スルコトヲ得ス

戶數割ヲ賦課シ難キ市町村ニ於テハ前項ノ規定ニ拘ラス内務大藏兩大臣ノ許可ヲ受ケ所
得稅附加稅ヲ課スルコトヲ得但シ其ノ賦課率ハ所得稅百分ノ七ヲ超ユルコトヲ得ス

所得稅附加稅ノ賦課ニ付テハ所得稅法第二十一條第二項ノ規定ニ依ル第二種ノ所得稅額
ノ控除ヲ爲ササルモノヲ以テ第一種ノ所得稅額ト看做ス

第二種ノ所得ニ對シテハ附加稅ヲ課スルコトヲ得ス

第四條 府縣費ノ全部ヲ市ニ分賦シタル場合ニ於テハ市ハ前三條ノ市稅制限ノ外其ノ分賦
金額以內ニ限り府縣稅制限ニ達スル迄課稅スルコトヲ得

府縣費ノ一部ヲ市町村ニ分賦シタル場合ニ於テハ市町村ハ前三條ノ市町村稅制限ノ外其
ノ分賦金額以內ニ限り課稅スルコトヲ得但シ府縣ノ賦課額ト市町村ノ賦課額トノ合算額
ハ府縣稅ノ制限ヲ超過スルコトヲ得ス

第五條 特別ノ必要アル場合ニ於テハ内務大藏兩大臣ノ許可ヲ受ケ第一條乃至第三條ノ制

限ヲ超過シ其ノ百分ノ十二以內ニ於テ課稅スルコトヲ得

左ニ掲クル場合ニ於テハ特ニ内務大藏兩大臣ノ許可ヲ受ケ前項ノ制限ヲ超過シテ課稅ス
ルコトヲ得

一、内務大藏兩大臣ノ許可ヲ受ケテ起シタル負債ノ元利償還ノ爲費用ヲ要スルトキ

二、非常ノ災害ニ因リ復舊工事ノ爲費用ヲ要スルトキ

三、水利ノ爲費用ヲ要スルトキ

四、傳染病豫防ノ爲費用ヲ要スルトキ

前二項ニ依リ制限ヲ超過シテ課稅スルハ第一條乃至第三條ニ定メタル各稅目ニ對スル賦
課カ各其ノ制限ニ達シタルトキニ限ル但シ地租附加稅及段別割ヲ併課シタル場合ニ於テ
ハ一地目ニ對スル賦課カ制限ニ達シタルトキハ附加稅カ制限ニ達シタルモノト看做ス其
ノ段割ノミヲ賦課シタル場合ニ於テ一地目ニ對スル賦課カ制限ニ達シタルトキ亦同シ前
三項ノ規定ハ前條ノ場合ニ之ヲ準用ス

四 附加稅の徴收

附加稅の徵收は、各其の本稅に追隨するを通則とする、故に所得稅附加稅の其の法人所得稅に對するものは、各事業年度の第一種所得稅又は清算所得稅に附加して賦課徵收すべきものである、然るに實際に於ては第一種所得稅は稅務署の納稅告知に依て納稅義務者が其の稅金を國庫——日本銀行の本店、支店又は代理店——に納入するものであり、所得稅附加稅は府縣又は市町村に於て賦課徵收するものであるから、得てして個々別々と爲り其の甚だしきに至ては、本稅納入後數年の後に於て賦課徵收せらるゝが如き例も決して尠くはない

附加稅は其の本稅たる國稅額を基準して課稅額を算定するものであるから、本稅に關する増減免除等ありたる場合は、附加稅亦當然に更改せらるべきは勿論の義である

第十四章 罰 則

一 處罰事項——二 法人に對する罰則の適用

一 處罰事項

所得稅法に規定する所得稅關係の罰則は左の行爲ある者に付て適用されるものである

一、詐僞其の他不正の行爲に因り所得稅を遁脫したる者、右に對しては、其の遁脫したる稅金の三倍に相當する罰金又は料料に處する、而して其の遁脫したる稅金は、罰金又は料料以外に——或は其の犯罪の不成立なる場合に於ても——之を賦課徵收する(參照)但し其の犯行を司法官署へ自首したる者又は稅務署長に申出でたる者に付ては、稅金の追徵のみを行ふて處罰は免除するものである(稅法第七四條)

參照

司法裁判ノ判決ハ課税權ヲ拘束セス(明治四十四年四月
行政裁判所判決)

二、正當の事由なくして所得税法第五十六條第一項又は第二項に依り政府に提出すべき支拂調査又は計算書を提出せず若は不正の記載を爲したる支拂調査又は計算書を提出したる者

右者に對しては、千圓以下の罰金に處するものである、而して其の處罰を受けたる者に對しては、其の者の提出に係る支拂調査又は計算書に付て所得税法第五十六條第三項の規定に依る交付金を交付しない(税法第
七五條)

註 支拂調査及計算書に付ては第二編第八章を見よ

三、所得の調査又は審査の事務に従事し又は従事したる者其の調査又は審査に關し知得したる秘密を正當の事由なくして漏洩したるとき

右の場合に於ては、當該犯罪者を五百圓以下の罰金に處する、但し此の規定の適用は、所得の調査又は審査の事務に従事し又は其の經歷を有する者即ち稅務吏

員又は所得調査委員に付てのみ存すべきものであるから、一般納稅者特に法人に付ては何等の關係なきものである

二 法人に對する罰則の適用

法人は法人自體に行爲能力なきものであるから、犯罪の主體たるを得ない、從て普通刑法に於ては、法人其のものを罰する手續なきも、租稅法上の犯罪に付ては、法人に其の罰則を適用する旨の特別法(參照)あるに依て、即ち法人も亦受罰主體たるものである、而して元來此の規定は、要するに法人自體に其の責任を負はしむるを目的とするものであつて、法人は毎に何等の行爲能力なく、其の犯行は法人の代表者使用人等の行爲に因るものであるから、即ち此等法人の代表者又は使用人等が法人の業務に關して租稅法上の犯罪行爲ありたるときは、即ち當該法人を處罰する旨を定めてゐる(參照)

法人に對して租稅法上の罰則を適用する場合に於ては、當該法人の代表者を以て被

告人と爲すものである(參照)但し此の場合と雖代表者個人に付ては何等の處罰關係なく、其の被告人たるは法人の代表者たる特殊の身分關係——即ち代表たる——に於て然るものであるに過ぎない

參照

●法人ニ於テ租稅及葉煙草專賣ニ關シ事犯アリタル場合ニ關スル件(明治三十三年三月法律第五十四號)

第一條 法人ノ代表者又ハ其ノ雇人其ノ他ノ從業者法人ノ業務ニ付租稅及葉煙草專賣ニ關スル法規ヲ犯シタル場合ニ於テハ各法規ニ規定シタル罰金ヲ法人ニ適用ス但シ罰則ニ於テ罰金科料以外ノ刑ニ處スヘキコトヲ規定シタルトキハ法人ヲ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二條 法人ヲ處罰スヘキ場合ニ於テハ法人ノ代表者ヲ以テ被告人トス

第三條 法人ヲ處罰スルノ裁判確定シタル日ヨリ罰金ニ關シテハ一月以内科料ニ關シテハ十日以内ニ之ヲ定納セサルトキハ民事訴訟法第六編ノ規定ニ從ヒテ其ノ執行ヲ爲ス此ノ場合ニ於テハ檢事ノ命令ヲ以テ執行力ヲ有スル債務名義ト同一ノ効力アルモノトス
前項ニ依リ執行ヲ爲スニハ執行前裁判書ノ送達ヲ爲スコトヲ要セス

第十五章 法人所得稅と法人の營業收益稅との關係

一 新所得稅法に依る法人所得稅の施行期——二 新所得稅法に依る

法人所得稅と法人の營業收益稅との關係

一 新所得稅法に依る法人所得稅の施行期

大正十五年三月法律第八號を以て改正せられた新所得稅法に依る法人の所得の課稅は、

一、大正十五年四月一日以後に於て終了する各事業年度の所得

二、同日以後に於ける解散又は合併に依る法人の清算所得

に付て之を行ふものである、故に大正十五年四月一日前に終了したる法人の各事業年度分の所得並同日前の解散又は合併に依る法人の清算所得に付ては、新稅法施行期(大正十五年四月一日)以後に於て調査決定する場合に於ても仍舊所得稅法の規定に依る課稅

を受くるものである

二 新所得税法に依る法人所得税と法人の營業收益税との關係

一、課税の範圍、法人に對する所得税の賦課は、所得税法其の他の法律に依り所得税を課せざる法人——即ち公法人、公益法人、其の他の公共的法人(第二章参照)——を除く以外の一切の法人に付て之を行ふものである、而して營業收益税は、營業收益税法施行地に本店、支店其の他の營業場を有する營利法人には總て之を課するものであるから、其の課税範圍は凡そ所得税と一致するものである、故に所謂營利法人——商法上の會社民法上の營利法人——は所得税の課税あると共に、普通の觀念に於ては、所謂營業に屬せざる事業——土地、家屋等の不動産經營——を目的とするものに付ても營業收益税の課税あるものであつて、之を要するに、所得税を課せらるゝ法人は同時に又營業收益税を課せらるゝ法人に相當するものである

二、課税の標準、法人に對する所得税は、各事業年度の第一種所得又は清算所得に付

て付て之を課する、而して法人の營業收益税は各事業年度の營業——營利法人の事業は總て營業に屬すと爲す見解の——の純益に付て之を課するものである、而して又所得税法に依る法人の各事業年度の普通所得、營業收益税の課税標準たる各事業年度の營業純益は、何れも法人の各事業年度の總益金より總損金を控除したる金額に依るを通則とするものであるから大體に於て二者同一の内容を有するものでなければならぬ、然しながら、左の諸點に付ては、二者必然的の差違あるべきものである

1、法人の各事業年度の普通所得には、其の外國に在る資産又は營業より生ずる所得をも包含せしむべきものであるが、法人の各事業年度の營業純益には、外國に在る營業場に於ける營業純益を加算すべからざるものである

2、法人の各事業年度の普通所得には、不課税所得に屬する國債の利子及貯蓄債券の利子を加算するの限でないが、法人の各事業年度の純益の計算に付ては、

之を除外する特別の規定なきが故に、即ち其の計算に加ふべきものである

3、法人の各事業年度の純益には、左の營業利益を加算すべからざるものであるが、法人の各事業年度の普通所得に付ては、之等利益をも包含せしむべきものである

一、政府の發行する印紙切手類の賣捌利益

二、度量衡の製作、修覆又は販賣の利益

三、自己の採掘し又は採収したる礦物の販賣利益

四、新聞紙法に依る出版の利益

五、漁業又は演劇興業の利益

4、法人の所得稅に付ては、超過所得及清算所得の例を存するが、營業收益稅は各事業年度分の純益に付てのみ之を課する

以上は法人の普通所得と營業純益と、全く其の趣を異にする處である、之に反して

殆んど同一の例に依る其の主要なる課稅手續を擧ぐれば

1、法人の普通所得並其の營業純益は、各事業年度毎に計算課稅する

2、命令を以て指定する重要物産の製造業及製鐵業獎勵法に依る製鐵業の所得又は純益に付ては、所得稅及營業收益稅を一定期間免除する

3、法人の各事業年度に於て納付せる第二種所得稅は當該年度の第一種所得稅額より、法人の各事業年度に於て納付せる地租又は資本利子稅は當該年度の營業收益稅額より、何れも之を控除したるものを以て現實の課稅額とする、但し所得稅附加稅又は營業收益稅附加稅の賦課に付ては、其の控除を爲さざるものを以て基準とする

三、稅率、法人の各事業年度の普通所得に付ては百分の五の稅率に依る所得稅を課する、而して普通所得と凡そ其の内容を同じふする法人の各事業年度の純益に付ては百分の三・六の稅率に依る營業收益稅を課するものであるから、法人の各事

業年度の利益に對しては、普通所得税と營業收益税を通計して大約其の百分の八・

六の課税がある譯である

四、徴税手續、法人の所得税及營業收益税に付ては、納税義務ある法人の所得又は純益の申告、調査決定、同族會社に對する稅務署長の認定課税、異議の申立、納期、法人合併の場合に於ける合併法人の被合併法人に屬する納税義務の承繼等、何れも皆同一例の規定に依るものである

五、法人の營業收益税の施行期、法人に對する營業收益税の課税は、營業收益税法の一般施行期即ち大正十六年一月一日に始まるものである、故に新所得税法に依る法人所得税の課税の大正十五年四月一日に始まると其の趣を異にする、而して法人の營業收益税は大正十六年一月一日以降に終了する法人の各事業年度分の純益に付て之を課するのであるが、第一回の課税を受くべき事業年度の期間が、大正十五年に跨るもの——例之大正十五年十月より大正十六年三月に至るものゝ如き——に

付ては、當該事業年度の總純益金額から、日割計算の方法に依て算出したる大正十五年に屬する期間——前例に於ける大正十五年十月より大正十五年十二月迄の期間——の純益を控除したるものを以て課税額と爲すものである

參照 營業收益税法(抄)

第一條 本法施行地ニ本店、支店其ノ他ノ營業場ヲ有スル營利法人ニハ本法ニ依リ營業收益税ヲ課ス

第三條 營業收益税ハ營業ノ純益ニ付テ賦課ス

第四條 法人ノ純益ハ各事業年度ノ總益金ヨリ總損金ヲ控除シタル金額ニ依ル

法人カ事業年中ニ解散シ又ハ合併ニ因リテ消滅シタル場合ニ於テハ其ノ事業年度ノ始ヨリ解散又ハ合併ニ至ル迄ノ期間ヲ以テ一事業年度ト看做ス

第五條 合併後存続スル法人又ハ合併ニ因リテ設立シタル法人ハ合併ニ因リテ消滅シタル法人ノ純益ニ付營業收益税ヲ納ムル義務アルモノトス

第七條 左ニ掲クル營業ノ純益ニハ營業收益税ヲ課セス

第一編 會社の所得税 第十五章 法人所得税と法人の營業

收益税との關係

- 一、政府ノ發行スル印紙切手類ノ賣捌
 - 二、度量衡ノ製作、修覆又ハ販賣
 - 三、自己ノ採掘シ又ハ採取シタル礦物ノ販賣
 - 四、新聞紙法ニ依ル出版
 - 五、本法施行地外ニ在ル營業場ニ於テ爲ス營業
 - 六、法人ノ漁業又ハ演劇興業
 - 七、個人ノ自己ノ收穫シタル農産物、林産物、畜産物若ハ水産物ノ販賣又ハ之ヲ原料トスル製造但シ特ニ營業場ヲ設ケテ爲ス販賣又ハ製造ヲ除ク
- 第八條 勅令ヲ以テ指定スル重要物産ノ製造業ヲ營ム者ニハ命令ノ定ムル所ニ依リ開業ノ年及其ノ翌年ヨリ三年間其ノ營業ヨリ生スル純益ニ付營業收益税ヲ免除ス
- 第十條 營業收益税ハ左ノ税率ニ依リ之ヲ賦課ス

法人	百分ノ三・六
個人	百分ノ二・八

法人カ各事業年度ニ於テ納付シタル地租額又ハ資本利子税額ハ命令ノ定ムル所ニ依リ當該事業年度ノ營業收益税額ヨリ之ヲ控除ス

個人カ其ノ營業用ノ土地ニ付納付シタル地租額ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ營業收益税額ヨリ之ヲ控除ス

前二項ノ場合ニ於テ控除スヘキ地租又ハ資本利子税ハ純益計算上之ヲ損金又ハ必要經費ニ算入セス

第十一條 納税義務アル法人ハ命令ノ定ムル所ニ依リ純益金額ヲ政府ニ申告スヘシ

第十三條 法人ノ純益金額ハ第十一條ノ申告ニ依リ、申告ナキトキ又ハ申告ヲ不相當ト認ムルトキハ政府ノ調査ニ依リ政府ニ於テ之ヲ決定シ個人ノ純益金額ハ所得調査委員會ノ調査ニ依リ政府ニ於テ之ヲ決定ス

所得調査委員會閉會後個人ノ純益金額ノ決定ニ付脱漏アルコトヲ發見シタルトキハ其ノ決定ヲ爲スヘカリシ年ノ翌年ニ於ケル所得調査委員會ノ調査ニ依リ政府ニ於テ其ノ純益金額ヲ決定スルコトヲ得、

所得調査委員會閉會後個人ノ營業ニ付納稅義務アルコトヲ申出テ又ハ純益金額ノ増加アルコトヲ申出テタルトキハ前二項ノ規定ニ拘ラス政府ニ於テ其ノ純益金額ヲ決定ス

第十六條 第十三條又ハ前條ノ規定ニ依リ純益金額ヲ決定シタルトキハ政府ハ之ヲ納稅義務者ニ通知スヘシ

第十七條 納稅義務者前條ノ規定ニ依リ政府ノ通知シタル純益金額ニ對シテ異議アルトキハ通知ヲ受ケタル日ヨリ二十日以内ニ不服ノ事由ヲ具シ政府ニ審査ノ請求ヲ爲スコトヲ得前項ノ請求アリタル場合ト雖政府ハ税金ノ徵收ヲ猶豫セス

第十八條 前條第一項ノ請求アリタルトキハ所得税法ノ所得審査委員會ノ決議ニ依リ政府ニ於テ之ヲ決定ス

所得税法第五十二條及第六十一條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二十一條 納稅義務者第十八條ノ決定又ハ前條ノ更訂處分ニ對シ不服アルトキハ訴願又ハ行政訴訟ヲ爲スコトヲ得

第二十二條 法人ノ營業收益稅ハ事業年度毎ニ之ヲ徵收ス

個人ノ營業收益稅ハ年額ヲ二分シ左ノ二期ニ於テ之ヲ徵收ス

第一期 其ノ年八月一日ヨリ三十一日限

第二期 其ノ年十一月一日ヨリ三十日限

第二十五條 收稅官吏ハ營業ニ關スル帳簿物件ヲ検査シ又ハ營業者ニ質問スルコトヲ得

第二十七條 所得税法第七十三條ノ二ノ規定ハ純益金額ノ計算ニ付之ヲ準用ス

附 則

本法ハ大正十六年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

法人ノ大正十六年一月一日以後ニ終了スル事業年度ノ期間カ大正十五年度ニ跨ルモノニ付テハ當該事業年度ノ純益金額ヨリ日割計算ノ方法ニ依リテ算出シタル大正十五年ニ屬スル期間ノ純益ヲ控除ス

第二編 株主又は社員個人の所得税

第一章 總 說

一 納税義務ある者——二 課税所得

一 納税義務ある者

左の要件に適ふ者は、所得税法に依る第三種の所得——即ち第二種に屬せざる個人の所得——に對する所得税の納税の義務を有するものであつて、身分、職業の如何を敢へて問はない、即ち會社の株主又は社員に對する個人所得税の課税も亦當然此の例則に依るものである

一、所得税法施行地に住所又は一年以上の居所を有する者、之に該當する者に付ては、國籍、身分又は職業の如何を問はず、固より老幼男女の別なく、而して其の者

の收得する總ての**第三種所得**——内國、外國其の何れの地に於けるやを問はない——を算定して課稅するものである

二、所得稅施行地に住所又は一年以上の居所を有せざる者、之に該當する者は、左の所得に付てのみ所得稅の納稅義務を有するものである

1、所得稅法施行地に在る資産又は營業の所得

註 所得稅法施行地の意義に付ては、第一編第二章を参照のこと

三、前記一、二、の其の何れに該當するを問はず、**第三種の所得稅は、其の所得が所謂課稅最低限**——現行法に於ては千二百圓(註)——に達する場合に之を限る

註一、同居の戸主及家族の所得は之を合算したるものに依て前記の課稅最低限を計算する

二、課稅最低限の決定は、**第三種所得稅に關する各種の控除金**——勤勞所得に對する控除、扶養家族に關する控除、生命保險料の控除——を控除したる結果の金額に依るものである

二 課稅所得

第三種所得稅即ち**個人所得稅**の課稅標準たる所得は、**第二種の所得**に屬するもの——公債、社債、銀行預金の利子、貸付信託の利益、外國居住者の受くる内國法人の利益配當等——を除く以外の一切の**個人所得**を包括するものであるが、左に掲ぐる所得は、所得法其の他の法律に於て**所得稅を課せざる旨を規定するに依て、即ち課稅外に置かるるものである**

一、國債及貯蓄債券の利子

二、軍事救護法に依る**給與金品**(軍事救護法第十條)

三、軍人從軍中の俸給及手當(所得稅法第十八條)

四、扶助料及傷痍疾病者の恩給又は退隱料(同上)

五、旅費、學資金及法定扶養料(同上)

六、郵便貯金、産業組合貯金及銀行貯蓄預金の利子(同上)

七、營利の事業に屬せざる一時の所得(同上)

八、日本の國籍を有せざる者の所得稅法施行地外に於ける資産、營業又は職業より生ずる所得

九、所得稅法施行地に住所を有し又は一年以上居所を有する個人の所得にして、臺灣又は樺太に於ける法令に依り第二種の所得として所得稅を課するもの(所得稅法の施行に關する法律第六條)

以上は何れも法律の規定に依て當然に課稅外に在るものであるが、此以外に、納稅義務者の申請に依て免稅となる、所謂免稅所得に屬する左の所得がある、

- 一、勅令を以て指定する重要物産の製造業の所得
 - 二、製鐵業獎勵法に依る製鐵業の所得
 - 三、殖民地に於て所得稅を免除する各當該地の製造業の所得
- 註 右の免稅所得の解説に付ては第一編第四章を見よ

第二章 第三種所得の種類と其の計算法

一 總說——二 第三種所得の種類と其の計算法

一 總說

第三種の所得即ち第二種の所得に屬するものを除く以外は一切の個人の所得は、所得の種類如何に拘らず、原則として總て前年中——其の或ものに付ては前年より其の年に跨る一年間——の收入又は所得の實蹟に依て之を計算するものである、之れ舊法——大正十五年の改正以前のもの——と大に其の趣を異にする所であつて、舊法に於ける其の原則的豫算主義は全く廢止されたものである、而して改正法に於て、其の年の課稅所得を前年の實蹟に依て計算することは、前年の所得を本年に於て課稅するの意味ではなくて、前年の實蹟に基きて當年の課稅所得額を算定するの趣旨に外ならない、此の故を以て繼續的なるべき所得——俸給、給料等の勤勞所得、營業又は職業

其の他の庶業所得等——に付ては、若し其の年の所得額が前年の實蹟に依て計算したる其の年分の課税所得額の二分の一に達せざる場合に於ては、即ち其の課税標準額たる所得金額を更訂することを得る途が設けられてある(税法第六十四條第一章參照)

二 第三種の所得の種類と其の計算法

第三種の所得は、所得税法第十四條の規定に依る左の種別的算出法に依り、各別に算出したる各種の所得を綜合して、即ち各人の全所得額を算定するものである

- 一、營業に非ざる貸金の利子並第二種の所得に屬せざる公債、社債及預金の利子、之に屬するものは前年中の収入金額を以て直に所得額と爲すものである、而して
 - 1、營業に非ざる貸金の利子とは、業として爲すに非ざる貸金の利子を謂ひ、即ち彼の資本利子税に於ける乙種の資本利子に相當するものである

註 資本利子税に付ては第三編を見よ

- 2、第二種の所得に屬せざる公債、社債及預金の利子とは、所得税法施行地以外

の地に於て支拂を受くる公債、社債及銀行預金の利子並其の支拂地の何所なるを問はず銀行預金以外の預金——信託預金の如き——の利子を謂ふものである、但し國債及貯蓄債券の利子並郵便貯金、産業組合貯金及貯蓄銀行預金の利子は課税外の所得に屬する(第一章參照)

- 二、山林の所得、山林の所得は、前年中の總収入金額より必要の經費を控除したる金額即ち其の純収入を以て所得と爲すものである、而して税法に所謂山林とは、主として竹木の植生せる土地の謂に外ならざるものであるから、之に該當する所得としては、立竹木の伐採に因る収入、山林讓渡——立竹木を伐採せしめて——に因る収入、山林に發生する諸種の産物——茸菌類の如き——の収入等に依るものを總て包含するものである

- 三、賞與又は賞與の性質を有する給與、之に相當する所得は、前年三月一日より其の年二月末日迄の収入金額に依て計算するものである

註 詳細は第四章参照のこと

四、法人より受くる利益若は利息の配當又は剩餘金の分配、之に相當する所得は、前年三月一日より其の年二月末日迄の収入金額——無記名株式の配當に付ては支拂を受けたる金額——より其の十分の四を控除したる金額に依るものである

註 詳細は第三章参照のこと

五、俸給、給料、歳費、年金、恩給、退隱料及此等の性質を有する給與、之に相當する所得は、前年中の収入金額に依て計算するものである、但し前年一月一日より引續き支給を受けたるに非ざるものに付ては、其の年の豫算に依て所得額を算定するものである

註 詳細は第四章参照のこと

六、前各號以外の所得——田畑、宅地の所得、貸家所得、營業所得、醫師、辯護士等の自由職業の所得其の他前記一號乃至五號以外の一切の個人所得——之に相當するものは前年中

の總収入金額より必要の經費を控除したる金額を以て所得と爲すものである、但し前年一月一日より引續き有したるに非ざる資産——土地、家屋等——又は營業若は職業の所得は其の年の豫算に依る

第三種所得の計算に關する所得税法の一般規定は、以上要説の如くであるが、尙之に關聯する規定の要領を示せば左の如くである

一、左の所得に付ては、被相續人の所得は、之を相續人の所得と看做し、相續人に付て之を計算課税する(税法第十四條第三項)

1、營業に非ざる貸金の利子並第二種の所得に屬せざる公債社債及預金の利子

2、山林の所得

3、法人より受くる利益若は利息の配當又は剩餘金の分配

註 右規定の適用は、被相續人に付て其の年分の第三種所得の決定を爲すの以前に於て、相續の開始ありたる場合に限ることは勿論である

二、田畑、宅地、貸家、營業又職業等の所得——所得稅法第十四條第一項第六號の規定に依る——の計算に付て損失となる場合は、其の損失を、俸給、給料、歳費、年恩給、退隱料の所得——所得稅法第十四條第一項第五號の規定に依る——より差引計算すべきものである、但し其の損益の通算は、以上二種の所得に之を限るものであるから、其の他の所得に付て計算することを得ない(規則第八條)

三、信託財産に付て生ずる所得は

1、其の委託者の何人なるを問はず、其の所得を信託の利益として享受すべき受益者に於て、當該信託財産を有するものと看做して其の所得を計算課稅する

(稅法條の第三二)

2、右の場合に於て受益者不特定なるとき又は未だ存在せざるときは、受託者を以て受益者と看做すものである(同上)

3、而して若し其の受託者が法人なる場合に於ては、前各號の規定に依て課稅す

べき所得は、之を個人の所得として計算課稅する(同上)

四、所得計算上に於て必要の經費と爲すべきものは、所得の種類及性質に應じ、各其の所得を得るに必要な支出に之を限る、但し家事上の費用及之に關聯するもの——例之住宅費の如き——は之を必要經費としない(規則第七條)

五、第三種の所得は、納稅義務ある者各人に付て之を計算課稅するものであるが、同居の戸主及家族又は戸主と別居する二人以上の同居家族の所得は、之を合算したるものに依て、(一)課稅最低限の決定 (二)各種控除の計算 (三)稅率の適用、を爲すものである(稅法第十五條、第十六條、第二十條、第二十三條)

第三章 會社の利益配當に對する課税

一 所得額の計算——二 課税上の諸問題——三 支拂調書

一 所得額の計算

個人に付て課税する會社の利益配當は、外國法人と内國法人其の何れより之を受くるを問はず、其の所得を有する株主又は社員——合名會社、合資會社に於ける出資社員の謂——に付て計算し更に其の他の所得——勤勞所得、土地、家屋、營業等の所得——と綜合合算したる其の全所得に付て所得税を課するものである

註 左の所得は利益の配當と同一の計算課税法に依るものである

- 一、利息の配當、商法第九十六條の規定に依り株式會社に於て株主に供與する、所謂建設利息の配當
- 二、剩餘金の分配、相互保險會社に於ける剩餘金の分配

第三種の所得たる會社の利益配當は、所得税法第十四條第一項第五號の規定に依り

- 一、記名株式に對する配當は、前年三月一日より其の年二月末日に至る期間の収入金額より其の十分の四に相當する金額を控除したる金額
- 二、無記名株式に對する配當は、同期間に於て支拂を受けたる金額より其の十分の四に相當する金額を控除したる金額

を以て、即ち其の年分の所得と爲すものである、故に物的に之を觀れば、利益の配當に對する個人所得税の課税は、其の収入ありたる年の翌年に於て行はるることと爲る譯である、而して記名株式に對する配當は、前年三月一日より其の年の二月末日に至る期間の収入額即ち同期間に於て配當すべきことの決定したる金額——支拂の日に拘らず——に依るべきものであるに反し、其の無記名株式に對するものは、同上期間に於て現實に支拂を受けたる金額——配當決定の日に拘らず——に依るべきものである、蓋し無記名株式に對する配當に付て此の變則的算法を執りたるは、凡そ無

記名株式に對する配當は、其の支拂あるに於て始めて其の收得者を知るに至るべきものであるからである

利益の配當は、其の收入金額の十分の四に相當する金額を控除したる金額即ち收入金額の六割額を以て第三種の所得と爲すものである、而して此の計算法を規定せる所以は、利益の配當の基本たる株式又は出資金に付ては、或は夫れ借入金をして之に充つるものもあるべく、此の場合に於ては、配當の收入ある一方に於て、其の收入を得るに必要な経費に相當する借入金利息の支出あるを以て、收入を以て直に所得と爲すべからざるは勿論の義である、而かも此の以外に於ても若干の必要経費を要することも考察しなければならぬ、然しながら此等の關係を各人に付て調査することは、極めて困難なる業である、さればとて此の事情を無視することも亦許されない、茲に於てか、達觀的に其の收入の六割額を以て即ち所得とする便宜の立法を敢てしたものである

二 課税上の諸問題

- 一、利益の配當は、金錢を以てするを普通とするものであるが、理論上物品配當も亦自由である、若し其の物品配當に相當するものある場合に於ては、即ち其の價額を評定して所得を計算するより致方がない
- 二、會社が増資を爲すに當り、積立金を以て拂込株金に充當し而して其の新株を舊株主に割當交付したる場合の其の新株の配當は、其の新株の拂込株金に相當する金額の配當に外ならざるものと見るべきである
- 三、所謂不法配當——例之損失の填補を爲さずして利益の配當を行ふが如き——に相當するものであつても、第三種の所得に付ては仍且之を計算課税すべきものである、蓋し之を除外すべしと爲す課税上の理由なきが故である
- 四、記名株式に對する利益の配當は、配當決定當時の株主名簿上の株主を以て其の取得者と看做すべきものである

五、代理又は代表たる關係に於て所有する株式に付ては、其の關係を明に爲さざる限りは、名義者個人の所有に係るものと看做され、當該株式に對する利益配當を計算課税されても致方がない

六、法人解散に因る殘餘財産の分配は、税法所謂利益の配當として課税することを得ざるものである

七、利益の配當に付ては、借入金の子其の他の經費を控除するときは全く其の所得なき計算と爲る場合に於ても、其の収入の六割額は絶對的の所得として計算課税せらるるものである(本章の一參照)

八、左の金額は所得税法上利益の配當と看做さるるものである(税法第十四條第二項)

1、合名會社、合資會社等の社員——出資社員の謂——が退社に因り持分の拂戻として受くる金額が、退社當時に於ける其の者の出資金額を超ゆるときの其の超過金額

2、株主が株式の消却に因り其の代償として受くる金額が其の株式の拂込濟金額を超ゆるときの其の超過金額

九、利益の配當に付ては、被相續人の所得は之を相續人の所得と看做し即ち相續人に付て計算課税する(税法第十四條第三項 第二章參照)

十、株式を信託せる場合の其の株式の利益配當に對する第三種所得税に付ては、信託財産の所得に關する所得税法の特別規定に依るべきものである(税法第三條ノ二 第二章參照)

三 支拂調書

利益の配當を爲す會社は、所得税法の定むる所に依て、其の支拂に關する一定の調書を所轄稅務署に提出する義務を有するものである、即ち稅務署に於ては、右の調書を以て株主並社員——出資社員——の配當所得を調査課税する資料を爲すものである

註 支拂調書に付ては第八章を見よ

第四章 俸給、給料、賞與その他の勤勞所得に對する課稅

一 所得額の計算——二 控除金——三 支拂調書

一 所得額の計算

一、俸給、給料、歳費、年金、恩給、退隱料及此等の性質を有する給與、之に相當するものは、前年中の収入金額に依て其の年分の所得を計算するものである、但し前年一月一日より引續き支給を受けたるに非ざるもの、即ち

- 1、前年中途より支給を受くるもの
- 2、本年に入りて支給を受くるに至りたるもの
- 3、本年に入りて支給を受けざるに至りたるもの

に付ては、其の年豫算額——前年中途より支給を受くるものは、本年中の収入、本年に入りて支給を受くるに至りたるものは、其の時より年末迄の収入、本年に入りて支給を受けざる

に至りたるものは、本年一月一日以降其の支給を受けざるに至りたるとき迄の収入——に依るべきものである(稅法第十四條第一項第五號)

俸給、給料は、官公署、會社、銀行又は個人其の何れの支給に係ると、又其の給與が日給、月給、年俸、其の何れに屬するとを敢て之を問はない、而して會社の社員が會社より衣服、食料の現品給與又は賄を受くるも、之を所得として計算すべき限でない、但し其の名義を以てする金錢の給與は別問題である

註 日給の豫算年額に付ては、其の三百日分の積算額を以て之に相當すと爲すを稅務當局の取扱例とする

稅法所謂此等の性質を有する給與とは、其の名義の如何に拘らず、俸給、給料等以上説述の諸給與の實質を有するものを謂ひ、之に相當するものは其の給與の内容性質に従ひ、俸給給料又は其の他の給與として之を計算課稅する

註 手當其の他の名義を以てする給與にして、豫め支給額の定あるものは、之を俸給、給料に

屬せしめ、其の定なきものは之を賞與と爲すを相當とする

二、賞與又は賞與の性質を有する給與、之に相當するものは、前年三月一日より其の年二月末日迄の収入金額——同期間に収入の決定したる金額の謂——を以て其の年の課税額と爲すものである

賞與の意義如何に付ては、税法上に何等規定なきも、一般の通念としては、豫め支給額の定なき一種の勤勞報酬に相當する給與を指稱するものと解することが出来る

賞與は官公署、銀行、會社又は個人其の何れの給與に屬するとを敢て問はない而して其の會社に於けるものは、利益處分に屬すると否とを區別せず、總て之を受くる者の第三種所得たるものである、故に重役賞與も重役以外の従業員の賞與も總て同一の例に依るべきものである

賞與は其の名義又は支給事由の如何に拘らず、總て之を第三種の所得と爲すも

のであるが、全の其の一次的なるもの——例之退職慰勞金——の如きは、即ち之を課税外とする

賞與の性質を有する給與とは、其の名義の如何に拘らず、賞與の實質を有するもの、例之慰勞金、手當、交際費等の名義を以てするも、賞與の實質を有するものを指稱するものである

二 控除金

俸給、給料、歳費、年金、恩給、退隱料、賞與及此等の性質を有する給與——税法所謂勤勞所得——に付ては、所得總額——勤勞所得以外の所得と合算したる——が一萬二千圓以下なるときは、其の所得中の勤勞所得に付て一定の割合の金額を控除したるものを以て課税額と爲すものである

勤勞所得に對する控除は、税法上當然的に行はるるものであるから、納税義務者は之に關して特に何等の手續をも爲すことを要しない

註 勤勞所得に對する控除に付ては、第五章を参照のこと

三 支拂調書

第三種の所得に屬する俸給、給料、賞與其の他の給與即ち稅法所謂勤勞所得に付ては、其の支拂を爲す者——公私法人と個人の別なく——に於て其の支拂に關する一定の調書を所轄稅務署に提出する義務を有するものである、即ち稅務署に於ては右の調書を以て、勤勞所得ある者の第三種所得を調査決定する有力なる資料と爲すものである

註 支拂調書に付ては第八章を見よ

第五章 各種の控除金

- 一 總說——二 勤勞所得に對する控除——三 扶養家族に關する控除——四 生命保險料の控除

一 總說

第三種の所得の課稅に付ては、租稅理論上又は社會政策上の必要に基き、課稅の輕減を目的とする特殊の控除が行はるゝものである、其の一は、勤勞所得に對する控除、其の二は、扶養家族に關する控除、其の三は、生命保險料の控除である

二 勤勞所得に對する控除

所謂勤勞所得——俸給、給料、歳費、年金、恩給、退隱料、賞與及此等の性質を有する給與を其の屬種とする——は人の勤勞に依て生ずるものであるから、所謂有根源所得——土地、家屋、營業の所得等——に比較して其の收入の不確實なるものとしなければなら

ぬ、從て其の擔稅力も亦薄弱なりと謂ふ租稅理論上の觀察並無產階級に對する社會政策的租稅立法の必要よりして、即ち勤勞所得に對する所得稅の賦課に付ては、左の方法に依る控除の制が定められてある(稅法第十五條)

一、所得總額——總ての所得の合計額——六千圓以下なるときは、其の所得中の勤勞所得の十分の二に相當する金額を控除する

例示

所得總額

三、八〇〇圓

内

勤勞所得

二、四〇〇圓

勤勞所得以外の所得

一、四〇〇圓

なるときは、勤勞所得二、四〇〇圓の十分の二に相當する金額即ち四八〇圓を控除したる殘の一、九二〇圓を以て其の課稅額とし、之に勤勞所得以外の所得一、四〇〇圓を合算したる

ものを以て課稅總額とする

註 勤勞所得のみなるときは、前例の勤勞所得二、四〇〇圓に對する控除の例に依て其の課稅額を算定する

二、所得總額六千圓を超え而して勤勞所得以外の所得が六千圓以上なるときは、其の所得中の勤勞所得の十分の一に相當する金額を控除する

例示

所得總額

八、七〇〇圓

内

勤勞所得以外の所得

六、三〇〇圓

勤勞所得

二、四〇〇圓

なるときは、勤勞所得二、四〇〇圓の十分の一に相當する金額即ち二四〇圓を控除したる殘の二、一六〇圓を其の課稅額とし、之に勤勞所得以外の所得六、三〇〇圓を合算したるものを以て課稅總額とする

三、所得總額六千圓を超え而して勤勞所得以外の所得六千圓未滿なるときは、其の所得中の勤勞所得に付て

- 1、勤勞所得以外の所得と合算して六千圓に達する迄の金額に付ては、其の十分の二
- 2、餘の金額に付ては、其の十分の一に相當する金額を控除する

例示

所得總額

八、八〇〇圓

内

勤勞所得以外の所得

四、〇〇〇圓

勤勞所得

四、八〇〇圓

なるときは、勤勞所得四、八〇〇圓に付

イ、勤勞所得四、八〇〇圓中勤勞所得以外の所得四、〇〇〇圓と合算して六、〇〇〇圓に達

する迄の金額即ち二、〇〇〇圓に對しては、其の十分の二に相當する即ち金額四〇〇圓

ロ、勤勞所得四、八〇〇圓中イ、の二、〇〇〇圓以外の金額即ち二、八〇〇圓に對しては、其の十分の一に相當する金額即ち二八〇圓

右イ、ロ、の合計金額六八〇圓を以て控除額とし、之を勤勞所得四、八〇〇圓より差引たる殘の金額四、二二〇圓に勤勞所得以外の所得四、〇〇〇圓を合算したるものを以て總課税額とする

註 勤勞所得のみにて其の金額六千圓を超ゆるときは、本例の規定に依り其の六千圓以下の金額に付ては其の十分の二、六千圓を超ゆる金額に付ては其の十分の一に相當する金額を控除額と爲すものである

勤勞所得に對する控除は以上の例に依て行はるゝものであるが

- 一、所得總額が、一萬二千圓を超ゆるときは、假令其の所得中に勤勞所得あるも控除を行はないものである